

予算特別委員会記録

○開催日 令和6年3月13日 午前9時30分～午後4時2分

○場所 議場

○出席委員

8番 眞茅弘美 委員長	2番 下竹芳郎 副委員長
3番 辻本貴志 委員	4番 上迫正幸 委員
5番 水野正子 委員	6番 立石幸徳 委員
7番 豊留榮子 委員	9番 禰占通男 委員
10番 平田るり子 委員	11番 橋口洋一 委員
12番 吉嶺周作 委員	議長 永野慶一郎

【議題】

議案第10号 令和6年度枕崎市一般会計予算

[消防費～予備費] [歳入] [総括]

【審査結果】

議案第10号 原案のとおり可決すべきもの（賛成多数）

午前 9 時 30 分 開議

〔消防費～予備費〕

○委員長（眞茅弘美） 予算特別委員会を再開いたします。

本日は、まず、消防費から予備費までの審査に入ります。

予算書の113ページから148ページまで、あらましの15ページから19ページまでになります。

それでは審査をお願いいたします。

○2番（下竹芳郎） あらましの15ページ、教育費の奨学金返還支援事業補助、これ新規事業なんです、この事業概要をお示してください。

○教育総務課長（高山京彦） この制度の内容について御説明いたしますと、経済的理由によりまして奨学金の貸与を受けた者が本市に定住し、市内事業所に就職する場合において、若者が抱える奨学金の返還による経済的な負担軽減を図るとともに、人材の確保及び労働者の定着と、若者が暮らしやすいまちづくりに資することとしまして、重複しますけれども、本市に居住かつ本市に就労した者に係る奨学金の返還に対しまして、補助金を交付するものとしております。

対象者の主な要件としましては、市内事業所に就職して1年以上雇用されている者、または本市において起業しまして1年以上継続して事業を行っている者で、本市に住民登録を有する者が対象となります。

ほかに初年度の交付申請時の年齢が満30歳未満であることや、初年度から5年間を超える期間、本市に居住する意思がある者ということになっております。

もう一点、補助金の算定としましては、交付申請を行う年度の前年度に返還した奨学金の額としまして、交付対象経費の全額補助としていますが、上限額は年間20万円と設定しております。期間としては1人当たり10年間の補助を考えております。

○2番（下竹芳郎） これは令和6年から借りた人に対象者は限るんですか。前から借りている人も対象になるんですか。

○教育総務課長（高山京彦） 対象としましては、令和5年3月1日以降に居住し、就労した者が対象となります。

○2番（下竹芳郎） 対象者は、市内事業者に勤める、居住するってなっているんですが、市内に居住して、市外に勤めている方は駄目なんですよ。なぜ、市内事業者に限定しているんですかね。

○教育総務課長（高山京彦） 制度の案をつくる際には、他市の状況も調査しております。県内の他市の状況の取組としましても、本市のように、市内就労に限定したりしています。あと定住のみを重点に考えまして、就労は県内に範囲を広げたりしている自治体も見受けられます。

本市としましては、限られた財源の中でより効率的、効果的な制度とするために、市内事業者に絞っています。

庁内の議論の中では、本市居住のみを絶対条件としまして、就労要件については、南薩地域や県内への就労も対象者として間口を広げるべきではないかという意見もありましたが、まずは市内事業者の労働力の確保を図りましょうということで整理しております。

また、市内事業者について、地域貢献を行っていることを考えれば、条件としては市内居住者で市内での就労を要件の対象としまして、市内事業者への効果を期待しているところでございます。

○副市長（本田親行） ただいま教育総務課長が答弁したとおりでございますけれども、市長部局も含めまして庁内全体でこの制度の構築については協議をいたしました。

庁内で協議した結果、ただいまありましたように、まずは市内から、市内の居住者で、市内の事業所にお勤めの方から、スタートはそこから切ろうということで、波及として労働力の確保ということも含めて、まずは市内からスタートして検討を行っていくということになっております。

す。

○2番（下竹芳郎） 対象者はこれから広げて、市外に勤めている人もこの事業の対象になるということでもいいんですね。

これ60万円の予算が計上されているんですが、この60万円の根拠というのは何ですか。

○教育総務課長（高山京彦） 予算としましては1人当たりが上限額20万円となっておりますので、対象者を3人で計上しております。

令和6年度の対象者となる方は、昨年本市に居住して就労した方で1年経過した方が対象となるのですが、その方たちについては、この制度を知らない、動機づけされていない方が、結果本市に居住して就労したことで対象者になります。よって、まだ周知されていないので、対象者は現在でも少ないのではないかと、令和6年度は少ないのではないかとということで予測はしております。

今後は、積極的な活用のために制度の周知を図っていくことになっていきますけども、仮に当制度の趣旨を理解して対象者が増加していくこととなれば、改めて補正予算をお願いすることになります。

○2番（下竹芳郎） 令和5年からの対象者ですが、その周知方法はどのようなふうにするんですか。

○教育総務課長（高山京彦） 周知方法については、ホームページや、もちろん広報紙を活用して行いますが、市内事業所ですので、これについては、商工会議所にもこの事業を御説明しまして、市内企業者の方にも活用いただきたいということでお願いする予定でございます。

○2番（下竹芳郎） この事業は、過去にはなくて全くの新規ですかね。

○教育総務課長（高山京彦） 新規事業ということになっています。

○2番（下竹芳郎） この事業で大学なりに進学して、地元に帰って来るきっかけとか、地元に帰ってくる背中を押すことになればいいと思います。期待しています。よろしくお願いします。

○4番（上迫正幸） 奨学金のことについて、少しお尋ねします。

奨学金を借りられる条件等がありますか。

○教育総務課長（高山京彦） 資格としては、高等学校以上の学校に在学しまして、経済的理由によって修学困難な者で、保護者が本市在住者であることとしております。

その中で、選考方法としましては、奨学生推薦委員会がありますけれども、そこで候補者を選考しまして、教育委員会が最終的に決定していくことになります。

○4番（上迫正幸） 借りてから何年後からの返済になりますかね。

○教育総務課長（高山京彦） 返済については、卒業されまして1年間猶予が与えられまして、1年後から返還が生じるということになります。

○4番（上迫正幸） 10年で全額返還となっているようですが、返還期間を10年と切らずに、12年、13年、15年ぐらいまで延長ということは検討なさったことはないんですか。

○教育総務課長（高山京彦） 奨学金の返還の期間を長くするということですかね。（「はい」と言う者あり）結局、補助金の金額については上限が20万円としておりますので、その中で大体網羅されるだろうということと、本市の奨学金は10年までに返還を求めていますので、それとの整合性で10年間ということにしております。

○12番（吉嶺周作） それでこの奨学金返還支援事業ですけど、奨学金を借りていない方は対象にはならないんですか。借りてなく、本市に就労した方に対しては、この年20万円の10年間はないということなんですか。

○教育総務課長（高山京彦） この制度が、奨学金の貸与を受けた者が本市に定住して市内事業者就職するということになっておりますので、あくまでも奨学金の貸与を受けた者ということになっております。

○12番（吉嶺周作） そうすると、起業の方も奨学金を借りた方になるんですね。

○教育総務課長（高山京彦） そのとおりでございます。

○10番（平田るり子） 15ページの教育費、これ請願も出ていますので少し教えてください。

5番、6番、7番、8番についてお尋ねいたします。5番のスクールカウンセラー、7番のソーシャルワーカーの違いを教えてください。

○学校教育課長（森健一郎） 今、お尋ねがありましたスクールカウンセラーというのは、一言で言いますと心理の専門家になります。子供たちが悩んだことや保護者の悩みに対して心理面でアプローチをしていくという形になります。

スクールソーシャルワーカーは、環境への働きかけ、福祉的なもの、そういったものへの働きかけ、アプローチの仕方がスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーで違ってきます。

○10番（平田るり子） それぞれの資格というのはこういった資格が必要でしょうか。

○学校教育課長（森健一郎） スクールカウンセラーについては、学校教育に携わったものですが、一般的に臨床心理士の資格を要件とすることが多いです。

スクールソーシャルワーカーについては、社会福祉士であったりとか、精神衛生福祉士であったりとか、そういった福祉面の経験に今まで携わったことがある者をお願いしております。

○10番（平田るり子） あと、インクルーシブ教育と教育支援センターの違いを教えてください。

○学校教育課長（森健一郎） 教育支援センターについては、対象が不登校児童生徒に対するものになります。

インクルーシブ教育については、特別支援教育を進める上での考え方の基本になっております。

特別な支援が必要な生徒と通常の共生社会、そういったものを進めていくような形になります。

○10番（平田るり子） ではこの17ページ、23の特別支援教育支援員事業はインクルーシブ教育に携わる教員にも適用されるのでしょうか。それとも、そもそもこれは別のものということでしょうか。

○学校教育課長（森健一郎） 特別支援教育支援員については、広い意味でいえばインクルーシブ教育の中の一つの取組にはなりますが、学校におります特別支援教育支援員については、特別な配慮が必要な生徒に対しての支援を行う支援員になります。

○10番（平田るり子） 先ほどの15ページ、6の教育支援センター事業のこの教育支援の目的を教えてください。

○学校教育課長（森健一郎） 不登校の児童生徒へのきめ細やかな援助を行い、学校への復帰や社会的自立を支援するために設置されるものです。

○6番（立石幸徳） 教育支援センターの、まず予算関係から確認したいんですが、あらましでは240万9,000円、この関係では出ているんですが、予算書は119ページですか、まずこの関係では報酬ということで会計年度任用職員に149万7,000円。この予算の違いは会計年度の報酬も含まれているんですか、全く別物ですか。

○学校教育課長（森健一郎） これは職員の報酬も含まれております。

○6番（立石幸徳） そうしますと、240万円と150万円ぐらい、90万円ぐらいの違いはどういうふうになるんですかね。

○学校教育課長（森健一郎） 職員の報酬以外に期末手当が大体36万7,000円になります。後は消耗品費であるとか、今回、市立図書館の3階に設置を予定しておりますので、それに伴う備品であったりとか、そういった設置にかかる費用として計上しております。

○6番（立石幸徳） この関係では鹿児島県からの支援といいましょうか、補助額みたいなのは出ないんですか。

○学校教育課長（森健一郎） 教育支援センター開設に伴う補助はないところです。（21ペー

ジに訂正発言あり)

○6番(立石幸徳) 開設に伴う支援はないけど、運営費とか、維持費、そういうものも全然、県はこの関係では補助額っていいんでしょうか、そういうのは出ないんですかね。

○学校教育課長(森健一郎) 今後、この事業を拡大していくとなった場合に、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーをセンターに一体化していく場合に、若干、その整備に関する予算が出てくるようなそういった国の制度があると思います。

○6番(立石幸徳) といいますのは、期日は正確じゃないんですけど、ここ一、二年のうち、県で鹿児島県内の教育支援センターの設置状況、そういうのが新聞で報告されていましたが、本市と隣の南九州市は、いろいろ聞けば、名称は違うかもしれんけど、不登校児のための、教育支援センターはもう10年ぐらい前からあそこの南九州市の知覧の文化会館に設置されていると。なんでそんなに早くっていうか、枕崎は今度からですからね、その辺の支援センターが大体、いつ頃から始まって、何で本市は今頃のタイミングというか、時期がずれてきていることになるんですかね。

○学校教育課長(森健一郎) 現在、教育支援センターと呼んでいますが、それ以前は適応指導教室という名称で呼ばれていた時代があります。いつぐらいからそれが始まったかというのは今手元にはないんですが、本市が教育支援センターの開設が今になったのは、不登校児童生徒の数がそこまで多くなかったということと、各学校において、別室登校であったり、細やかな個に応じた対応ができていたということで、今回の教育支援センター開設になったところです。

○6番(立石幸徳) 枕崎は不登校児がそんなにいなかったと、そんなにというのがどこを基準にするのか分かりませんが、教育支援センターの設置に当たっての、文部科学省あたりの基準みたいなものがあるんですか。生徒数児童数に対して、これぐらい不登校児が出たら、その教育支援センターを設置しなさいとかいうそういうものはあるんですかね、ないんですか。

○学校教育課長(森健一郎) 特に、不登校数とか、市の規模とかそういったもので設置しなければならないという基準はないです。

○6番(立石幸徳) 私は、教育支援センターは新年度から取り組んで、いろんな意味で成果を上げてほしいと思うんですね。総務文教委員会でも触れましたけど、やはり基本は不登校児本人に問題があるのではないというこの認識が一番大事みたいですので、やはり地域を挙げてそういう不登校児をいろんな形で支援をしていくと、そういうことで期待しておりますので、頑張ってくださいと思います。

○10番(平田るり子) 私も要望になるんですけども、体の不自由な子が1人でも学校に入った場合、すぐバリアフリーにできますよね。そういったところは物すごく進んでいるんですけども、たった1人の子供でも守ってって、また学校に戻れるような形で、また、それが金銭負担というのであれば、もう市で負担をするなどこういった対応が必要だと思います。

○3番(辻本貴志) 教育支援センターの職員について伺います。職員配置を教えてください。

○学校教育課長(森健一郎) 職員配置についてですが、現在指導員を1名配置する予定であります。

○3番(辻本貴志) 今後も含めて、スクールソーシャルワーカーとか公認心理士といった専門の職員の配置、今いる職員に対しての中身の教育といった面はどのような考えか教えてください。

○学校教育課長(森健一郎) 教育指導員については、原則、センターに通う子供たちの対応になります。

それ以外に保護者の相談であったり、子供の状況を見ながら、指導員だけでは対応できませんので、本市におりますスクールソーシャルワーカーにつないだり、あとは各学校に県からも配置されておりますスクールカウンセラーにつないだり、本市でいうと健康課であったり、福祉課であったり、その子供の状況に応じてそういった他の関係機関にもつないでいくような形でやって

いきたいと考えております。

○3番（辻本貴志） ぜひ専門的な職員の介入もすごく必要だと思いますので、その辺も有効に活用しながら事業を進めていってほしいと思います。

○9番（禰占通男） あらましの15ページ、教育費4の望ましい学校づくり審議会についてお尋ねします。

対象校を審議会ですべて審議すると思うんですけど、学校についての話、目的とか指定してこの学校についてっていうそういうのはあるんですか。

○教育総務課長（高山京彦） 中学校においては、生徒の教育効果や部活動の状況を考慮した形で、1学年15人以下、全校生徒45人以下となった場合は統廃合を進めることを検討するということで、これは望ましい学校づくり基本方針が出ております。

そこで、令和6年度に桜山中学校に入学する1年生が15人以下となる予定であることから、審議会を設置するために要する経費ということになります。

○9番（禰占通男） そうすると、桜山中学校の部分は6年度に入学したとあって、6年度時点で3年生から1年生までの全校生徒というのはどうなるんですか。

○教育総務課長（高山京彦） 令和6年度の桜山中学校の全校生徒数としましては66名を予定しております。

○9番（禰占通男） そうすると、45人を切るのはいつになりますか。

○教育総務課長（高山京彦） 現在、令和16年度まで見ますけども45人を切るという予定はありません。今回、桜山中学校については、1年生のみが少ない状況になっています。次年度以降に入学する1年生については、20人から30人の生徒数になる予定ではあります。

○9番（禰占通男） そうすると、別府中学校が令和9年ぐらいに学生数が確保できるということで先延ばしになっていますけど、桜山中学校もそういう状況になっていくという考えですか。

○学校教育課長（森健一郎） 桜山中と別府中の違いですが、基本的に15人以下になった場合か、全校生徒45人以下になった場合に、再編等を検討することになります。

別府中学校の場合は、令和9年度にまた改めて検討委員会を立ち上げることになっていますが、これは1学年が15人以下とか、45人以下とかいうことではないのですが、75名と現時点では一番多いその時期に検討をもう一回改めてみましょうということで、話されたものを生かして令和9年度にするものです。

桜山中学校については、先ほどありましたように15人以下か学校全体で45人以下という基準に合ってやっていくもので、その違いがあると思います。

○9番（禰占通男） 令和5年が枕崎全体で出生数も60人台ですよ。そしたら、4校で割ったときに単純計算で1校20名じゃないですか。本当に極貧ですよ。

今言われたように、1学年15人、全学年で45人どうのこうのって言ったって、その基準を決めたのははるか前じゃないですか。人口が二万五、六千人を超えていた時代ですよ。1年に百数十名の新生児が生まれている時代ですよ。もうここら辺で切り替えていいんじゃないですか。どうなんですか。

○教育総務課長（高山京彦） 我々教育委員会としましては、子供のことを第一義に考えまして、本市の特徴である1小1中の環境を最大限に生かした小中連携教育によって児童生徒一人一人に寄り添ったきめ細かな特色ある教育活動を推進しているところでございます。

それは今後も続けていきたいということ、併せて児童生徒の教育のための施設であるだけではなくて、これは地域全体で子供たちの学びや成長を支えておりますので、各地域のコミュニティの核としての性格も併せ持っていると考えております。

地域という視点から見ますと、防災や保育、地域、特に子供たちとお年寄りの方々との交流、活動の場にもなっております。

そういった中で、地域によるイベントなども行われておりますので、様々な機能を持っている学校であることは事実でございます。

ほかに学校が廃校となった地域には、若者が居住しなくなったり、地域が廃れていくと、活気が失われていくような声も聞いていますので、そこは地域の意見などを聞きながら慎重に対応していきたいと思っております。

○9番（禰占通男） あと一点、審議会委員ですよね。これ2年前の方とその審議員は変わるんですか、どうなんですか。

○教育総務課長（高山京彦） 別府校区では、地域の住民代表とか、また保護者代表といった別府校区の方が中心だったと思いますけれども、今度は桜山校区になりますので、学識経験者、あと地域の住民代表ということで自治公民館の会長になると思いますけれども、そういった方、あと保護者代表としてはPTAの会長あたりになりますが、桜山校区を中心とした委員に変わることになります。

○9番（禰占通男） 地域の方は変わるでしょうけど、一般質問でも申し上げましたけど、本当にもう枕崎の将来を考えるのであれば、学校教育に詳しい方の意見とか、できればもう鹿児島大学の教育学部の学部長あたりの意見も私は聞いてもらいたいですよ、枕崎の将来についてですよ。そのときも一般質問で言いました。文科省から出ている資料を配付して、現実はどうですよということを分かってもらわなければならないですか。要望しておきます。

○5番（水野正子） 検討委員会ではどのような話が出ているのか、お聞かせください。

○教育総務課長（高山京彦） 第1回目は審議会の設置要綱の説明から会長副会長の選出等が行われまして、その中で、次に、そのときには別府であれば、別府小中の児童生徒数の推移とか、意見交換を行っております。

第2回目については、協議に対しての確認と、諮問した内容の協議、そのときにはアンケートも実施しておりますので、アンケート調査の内容の検討、次の会ではそのアンケート結果の説明とか、答申案についての内容を検討していただいていることになります。

○5番（水野正子） 少人数のメリット・デメリットはそのときに話が出るのでしょうか。

○教育総務課長（高山京彦） その中では小規模校でのメリット・デメリットは協議しております。

デメリットとしましては、集団の中で多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会、切磋琢磨する機会が少なくなるとか、運動会などの学校行事、音楽活動などの集団教育活動に制約が生じやすいとか、そういったものが出ております。

あとメリットとしましては、児童生徒の一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導を行いやすい、学校行事においては児童生徒一人一人の個別の活動機会を設定しやすい、児童生徒相互の人間関係が深まりやすいとか、そういったことで内容は伝えております。

○5番（水野正子） 私がお聞きしている内容ではデメリット、少人数だとその中で人間関係が崩れてしまうとクラスに入りづらくなるということも聞いておりますので、今後は人数が多いほうが逃げ道があるっていうんですよね、いろんな友達ができてですね。

なので、人数が多いほうがいいのではないかなと思いますので、そのところを考えていただけたらと思います。

○教育総務課長（高山京彦） 今度、令和6年度に審議会が開催されますけれども、そういったメリット・デメリットをお示ししまして、今後の学校の在り方について検討していきたいと思えます。

○5番（水野正子） あらましの15ページ、予算書の113ページになります。

消防費の1になるんですけど、消防団経費が200万円ほど下がっているのはどうしてでしょうか、理由をお聞かせください。

○消防総務課長（中原勝一） この消防団員経費については、消防団の年報酬や災害時等に出動した手当などに支給する報酬、また消防団員の教育のための必要経費、消防団員の活動服や編み上げなどを購入するための消耗品費などになります。

令和5年度と比較しまして、令和6年度の予算が100万円程度減額となっている理由ですが、令和5年度は、消防団員が災害警戒及び災害活動時に着用するかっぱを昼間、夜間を問わずに視覚的に視認性の高いかっぱに更新したことから、260万円程度かかっております。

令和6年度におきましては、消防団の装備の基準にあります海岸線や河川部で活動する際の救命胴衣を計画的に整備することを予定していますので、その差額になります。

また、消防団員の皆様に支給する年報酬や、災害時等に出動した手当などで支給する報酬については、昨年度と同額となっているところです。

○5番（水野正子） 報酬は同額ということですが、今後報酬を上げていくという考えはないのでしょうか。

○消防総務課長（中原勝一） 消防団の年報酬については、国が示した基準に基づいて支給しているところです。

現在の消防団員の年報酬については、国が示している額より多く支給しているところから、現在のところ今の支給額で考えております。

○5番（水野正子） 多めには支給されているということですね。

○消防総務課長（中原勝一） はい、国が示す基準よりは多く支給しているということです。

○5番（水野正子） 団員の確保はどうされているのでしょうか。

○消防総務課長（中原勝一） 団員の確保については、全国でもピーク時に約200万人いた消防団員は、令和4年度4月1日現在において80万人を下回る形となっております。

枕崎市におきましても、令和4年3月31日までは、県内で唯一、消防団員の条例定数の人数を満たしておりましたが、令和4年4月1日から下回る形となっております。

消防団員の確保については、現在、市役所正面玄関のデジタルサイネージに団員募集のポスターを表示したり、各企業、各業者などにポスターの掲示をお願いしています。

○12番（吉嶺周作） 予算書の116ページの消防費で、1件当たり100万円以上の備品、機械器具2,513万5,000円とあるんですが、この内容はこういったものになるんですか。

○消防総務課長（中原勝一） この2,513万5,000円の内容になりますが、これは消防ポンプ自動車1台更新の予定となっておりますので、その費用になります。

○12番（吉嶺周作） あらましの金山分団の1台ということですかね。

○消防総務課長（中原勝一） はい、金山分団の消防ポンプ自動車になります。

○12番（吉嶺周作） この金山分団のポンプ車は何年使用したんですか。

○消防総務課長（中原勝一） この金山分団の消防ポンプ自動車については、令和6年度で24年経過となります。

○12番（吉嶺周作） 中央分団のポンプ車も、昨年、新車のポンプ車が来たんですけど、そこは18年だったということですが、更新の条件や基準というのはどの辺に定めているんですかね。例えば、年数、走行距離とかそういうので言ったらですよ。

○消防総務課長（中原勝一） 更新の基準ということではありますが、メーカーが定めている使用期限が15年となっているところですが、車両更新の時期から、メーカーの部品等の在庫がまだこの使用期限の二、三年後までは保有できるということで、同時期の車両が5台ぐらいありましたので、計画的に更新したところであります。

○12番（吉嶺周作） 走行距離でしたり、使用回数とかそういったところは、その更新の基準には反映していないんですか。

○消防総務課長（中原勝一） 現在のところ、使用頻度にもよりますが、走行距離よりも経過年

数で更新する計画でしているところです。

○12番（吉嶺周作） 今年の3月1日に全焼になる火災が起きたんですけど、そのときは死亡者も出ておりますが、今年に入り県内でももう本当連日のように火災が出ているんですが、火災件数は大分減っているんですよ。近年の火災状況を教えていただいてもよろしいでしょうか。

○警防課長（中原広次） 今、お尋ねになりました火災件数ですが、過去5年間で申し上げます。

平成30年が12件、令和元年が8件、令和2年が17件、令和3年が11件、令和4年が4件、令和5年が11件となっております。

○12番（吉嶺周作） このうち、住宅火災というのは何件ですか。

○警防課長（中原広次） 平成30年は、火災件数12件に対して建物火災が5件、令和元年は、火災件数8件に対して建物火災が2件、令和2年は、火災件数17件に対して建物火災5件、令和3年は、火災件数11件に対して建物火災が4件、令和4年は、火災件数4件に対して建物火災が3件、直近の令和5年に関しましては、火災件数11件に対して建物火災が4件となっております。

○12番（吉嶺周作） この建物火災については、最初は消防本部が出動すると思うんですけど、分団まで出動するというのが大分減っているんですよ。それで、分団のポンプ車は昨年更新いたしました、中央分団のポンプ車もほぼ新品ですよ。見た目は新品で使用回数も少ないのに、2,500万円かけてまた経過年数ということで更新していると思うんですけど、民間の建設会社のダンプでしたり、ああいうところを聞けば100万キロは走るよと。100万キロは使うよと言っているんですが、経費の無駄遣いじゃないですけど、その辺はもっと走行距離でしたり、使用頻度によって更新をするべきだと思うんですけど、その辺は今後考慮していかないのでしょうか。

○消防長（宮原司） 消防ポンプ自動車の更新については、今後、消防団員の定数の考え方も含めて、施設の在り方など、そういう部分も含めた中で、その使用期限を延ばすかどうかということについても検討していくことになろうかと思っておりますけれども、市民の安全安心を考えた場合に、メーカーが定めた使用期限が20年程度ということであれば、その時点に合わせて更新するべきものなのかなということでこれまで更新しておりますので、施設、積載車等も含めて、今後、研究はしていきたいと考えております。

○12番（吉嶺周作） 了解いたしました。

それで、例えば新車で2,500万円、見た目は新しいんですけど、それをオーバーホールして、修理・点検で更新した場合はどの程度の予算で済むのでしょうか。

○消防長（宮原司） メーカーから出されている使用期限が20年ということですので、それから消防署のはしご車等については17年とかいう使用期限がございますが、そのときに更新をするときに5年できるということであれば、オーバーホールということも可能かと思うんですけども、消防の今回の分団のポンプ車については、オーバーホールができるかどうかということについては、意見をまだメーカーに問い合わせいていないので、そこについては今後研究をしてまいりたいと考えております。

○4番（上迫正幸） 更新されたポンプ車、小型ポンプはどうなりますかね。メーカー引取りになるんですか、どうなりますか。

○消防総務課長（中原勝一） 更新された小型ポンプについては、公売等をする予定としております。

○4番（上迫正幸） 一般入札になるということですか。

○消防総務課長（中原勝一） 市内業者等の条件付で公売予定になります。

○4番（上迫正幸） 個人は参加できないんですかね。

○消防総務課長（中原勝一） 市内の業者、個人という条件になる予定です。

○9番（禰占通男） 先ほどありましたこの消防団の報酬について確認。

消防団員の出勤手当について、鹿児島県内でいろいろあると思うんですけど、この本市の報酬は、1回の出勤に対して幾らになっているんですか。

○消防総務課長（中原勝一） 1日1回の出勤に対して8,000円、4時間以下になる場合は4,000円となっております。

○9番（禰占通男） 古い資料ですけど、令和3年度ぐらいです。これによると、県内ばらばら、そしてまた年額報酬もいろいろあります。こういった場合、条例改正で上げたりできますよね。

○消防総務課長（中原勝一） 出勤手当については、国が示す基準で全国ほとんど統一されているかと思います。

○9番（禰占通男） 今、私が言いましたように、令和3年度で鹿児島市が7,000円、湧水町が8,000円、年額報酬も一番低いのは天城3万2,000円、伊佐市が一番高いところで6万3,900円になっていますよ。ということは、各自治体の条例でどうにでもなるということじゃないですか、違うんですか。

○消防総務課長（中原勝一） この手当の条例改正については、令和3年度に条例改正を行って、令和4年度から、今の手当の支給になっております。上がっております。

○9番（禰占通男） 総務文教委員会でも113ページに示されておりますので、本庁の職員が、5年度が1億3,800万円、今年度が1億4,000万円に上がっていますよね、200万円程度。ということは、先ほども関連でありましたけど、総務文教委員会でも言いましたが、本庁職員が上がるのであれば、消防団員もいくらボランティアっていても、私はそれに同額とはいかないけど、やはり引き上げるべきじゃないですか。皆さん暇でやっているわけじゃないですから。

先ほど言いました人命救助が含まれているわけでしょう。私は思いますよ。

いや全国一律じゃなくて、結局、今私が紹介したように各市町村、自治体が違ったら、もう最高額でもいいですよ、この人口が少ないところに貴重な人命を救うという目的があるんですから。

どうなんですか、これは最後に聞いておきます。

○消防長（宮原司） 現在の消防団員の報酬については、先ほど消防総務課長から答弁がありましたとおり、令和3年度に条例改正をして増額をしております。

今、9番委員から御意見をいただきました件について、増額の必要があるかどうかという部分については、今後の消防団の定数の方向性とかを検討していく中で、報酬についても研究をしてみたいと考えております。

○7番（豊留榮子） 消防費の中の6番目にあります防災行政無線戸別受信機設置補助ですけども、これは昨年度540戸補助できたということで、もう完了かなと思ったんですけど、まだ設置されていない方が100人ほどいらっしゃるということでしょうか。

○総務課参事（平田寿一） 戸別受信機の設置補助については、令和2年度からやっているわけですけども、令和2年度からの補助を使って設置した台数を答弁したいと思います。

令和2年度が1,525台、令和3年度が342台、令和4年度が111台、令和5年度が307台で、合計で2,285台補助金を使って設置しております。

また、市内全域でいきますと、これに加えて難聴地域へ貸与している分が129台ありまして、市内全部で2,414台設置をしているのですけれども、全体の設置率としましては23.1%となっております。

○7番（豊留榮子） まだまだなんですね。今この全ての人に設置のお願いには当たっているのでしょうか。みんなそういう制度があるってことも知っているのでしょうか。

○総務課参事（平田寿一） 公民館を通じて、この制度ができてから毎年度初めに文書で公民館長にこのような制度がありますので、補助金を活用して設置をしてくださいということをお願いしております。

また、広報紙等、本市のホームページでも周知をしているところです。

また、いろいろなところで出前講座をするのですけれども、そのときも戸別受信機の設置補助、そして戸別受信機の設置が難しい方は、登録制メールのことをいろいろなところでチラシを持って行ったり、また話をしたりということで、周知はしているところです。

○7番（豊留榮子） 受信機は幾らでしたっけ、あと個人負担がどのくらいなのか。

○総務課参事（平田寿一） 今で、1台当たり3万5,000円ぐらいです。そのうちの自主防災組織を結成している公民館であれば、2分の1補助で1,000円未満切捨てになりますので、補助が1万7,000円ということになります。

○7番（豊留榮子） なかなか公民館でも行き渡ってはいるんだと思うんですけども、断る人たちというのは、それがなくても、今いろんな情報を自分たちで入手できますから、そういう方たちだけなのか、それともこの金額が払えないという人たちも含まれているのでしょうか。

○総務課参事（平田寿一） その辺の経済的な事情までは分からないんですけども、ただ、そういった金銭的に難しいという方に対しては、先ほども申しましたとおり、メールの登録をすれば、文字で情報が入ってきますよと。

そして、登録が難しい方は、私たちでしますので遠慮なくいつでも声をかけてくださいということでお話はしてあります。

○7番（豊留榮子） 能登半島地震があつてからというもの、皆さん危機感をとても感じていると思うんですね。

ですから、これはぜひこの防災無線、とても大事だと思いますので、公民館にも働きかけて、公民館がちゃんと設置されてない人を把握されているのか、そういうこともぜひ調べてほしいと思います。

○委員長（眞茅弘美） ここで10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時41分 再開

○委員長（眞茅弘美） 再開いたします。

○11番（橋口洋一） 今の関連で質問ですが、防災無線がアナログからデジタルに変わるということで、非常に重要な施策ではないかなと思うところですが、今回、100台分が上がっているところですが、補正で430万円ほど減額になっていたかと思います。

そのときの想定で何台分ぐらいと予想されて減額になって、そして今回100戸分設置の見込みになったのか経緯をお示してください。

○総務課参事（平田寿一） 前回の補正の資料が手元になくて、何台分が減になったかは、今お答えできないですが、来年度は、1公民館が60台ほど設置をしたいということで、その60台と、あと駆け込みで申請をされる公民館や個人があるのではないかなということで、100台で予算を計上していますが、令和6年度が補助の最終年度になりますので、またこれ以上に申請が出てくると思いますが、そのときには、また補正で対応していく考えでいるところです。

○11番（橋口洋一） 今回100戸が追加になったとしても、市全体では30%程度の普及率にしかないというところで、そのほかにも、今まで現状でアナログの無線機があつたかと思うんですが、まずそのアナログに対して、どのぐらいデジタルに置き換わっているのかはお分かりになりますか。

○総務課参事（平田寿一） 今手元に資料がないので数字的なものは言えないですが、この補助制度を始めるときに、全公民館に対して、購入の予定というか、希望を取っております。

そのときに、更新をする予定ですよといった公民館はもう既に全部更新をしていて、そしてまたさらに、そういった電波法の関係で、今まで使っていた戸別受信機が、電波法には引っかからないけど、もう機器が古くなるのでということで、要望は出していないが、更新をしますという公民館も、幾つかあつたりしているところです。

○11番（橋口洋一） このアナログの話をするのは、アナログの機器は今後、非常にメンテナンス等で費用がかかってくるのは目に見えているところで、そこを更新していかないと、情報の伝達が地域によってばらつきが出てきてしまうのではないかと危惧しているところでもあるものですから、今回、戸別受信機は、公民館から要望があった分とプラスアルファとなっておりますが、このアナログはデジタルの機器に置き換えられるぐらい、もっと積極的にやる必要があるんじゃないかと思います。

この100戸というのは、普及させようという意欲があってもいいのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○副市長（本田親行） 防災行政無線の戸別受信機については、令和2年度に防災行政無線のデジタル化を図る際に、戸別受信機も一体的に整備する場合には、緊急防災減災事業債は交付税措置が7割ある有利な地方債の活用となるということで、計画的に設置を進める事業計画を立てて整備を進めてまいりました。

戸別受信機については、宝くじの補助等を使いまして、桜山地区、別府地区の各集落を中心に2,800戸ぐらいだったと思うんですが、集落放送を行うために設置されておりました。

そこを中心に置き換わっているわけですが、周波数がそれぞれ400メガヘルツ帯と150メガヘルツ帯に割り振られており、400メガヘルツ帯は使えなくなるということがございまして、一気にデジタル化に各集落も移行しております。

あと150メガヘルツ帯のものは、行く行くは廃止になるが、その期限が示されていないということで、使える間は使いたいという集落もございました。恐らく岩崎集落もそういう考え方だったのではないかと思います。

戸別受信機は、集落放送に活用している集落だけではなく、防災情報を迅速かつ確実にお伝えするのが目的ですが、実情としては、集落放送の活用を行うために設置が進んで、補助制度が活用されているのが現状でございます。

あとは集落放送に使われる以外にも個人で申し込まれているところがあります。委員からもありましたように、メールの活用とかいろんな手段がありますので、情報伝達の多重化はさらに進めていきたいと考えております。

個別受信機の普及を一気に促進させようということで5年間の時限を持って、最初から周知をしてまいりました。状況を踏まえながら、再度検証はいたしますが、本年度が最終年度となりますので、施政方針でも申しましたように、さらに各地域、全市民に対しましても、補助制度が本年度までということを確認してお伝えしながら促進を図っていききたいと考えております。

○11番（橋口洋一） 情報の伝達に際して、受け手側が、受け取れた、受け取れなかったとかそういう不公平感がないように、防災行政を進めていただきたいと思います。

○12番（吉嶺周作） 1公民館で60台は非常に防災意識が高まってよいことですが、その経緯ですよ。公民館としての取組で、こういうことをして60台を購入することになりましたという経緯が分かれば教えてください。

○総務課参事（平田寿一） この60台の経緯までの話は聞いていないところですが、立神地区の1公民館がそうやって公民館での設置を考えているということで、ここも最初の要望の中で、手を挙げている公民館ではなかったですが、やはり、住民の防災意識の高まり、そういったところがあるのかなと考えております。

○12番（吉嶺周作） 設置率が現在23.1%と言っていましたが、枕崎校区が非常に設置率が悪かった気がするんですけど、その辺は今の令和5年度現在で、パーセントが分かったら、別府地区、立神地区、枕崎地区、桜山地区を教えてください。

○総務課参事（平田寿一） 市内の5つの地区別に設置率を答弁いたします。

金山地区が44.7%、桜山地区が49.9%、立神地区が6.0%、枕崎地区が2.1%、別府地区が

77.6%となっております。

金山、桜山、そして別府が、かなり設置率が進んでいるんですが、この要因として、先ほども少し話が出ました、集落放送のネットワークができていた地区が、電波法の関係で使えなくなるとか、あるいは機器が古くなると。でも集落内の放送のネットワークは維持したいということで、設置が進んでいると考えております。

また、立神地区においては、そういった戸別受信機の設置は、従来からなかったものの、公民館ごとに、屋外放送施設をほとんど持っておりますので、そういったところで、必要性が高まらなかったのかなと考えます。

○12番（吉嶺周作） 今の答弁では、もう枕崎校区、立神校区は非常に低いわけですよ。

こういうのを市報でしっかりと示して、防災意識を高めていただきたいというのと、今後、4月、5月と各総会が入っていると思うんですが、市公連でしたり衛自連でしたり、そういった総会で、こういったのも周知して行って、本年度までですよと伝えていただきたいと要望しておきます。

○総務課参事（平田寿一） 今委員がおっしゃられたように、先ほども副市長からありましたが、令和6年度が補助の最終期限ということで、その周知については、これまで以上に周知を図っていきたいと考えております。

それから先ほど、11番委員からありました、補正の台数の減について答弁いたします。

当初、5つの公民館で540台の補助を見込んでいたんですが、実績は7公民館で、この補正を組む段階で305台の実績でした。

結果235台の減になっているんですが、予定していた2つの公民館が設置はもうしないということ、それから1つの公民館が140台予定をしていましたが、60台になったということ。それ以外に、公民館で追加分がプラス5台あったということで235台の減となっております。

○10番（平田るり子） あらましの18ページ、39の南湊館改修事業で外壁・屋根改修工事になっていますが、これでもう全館整う形でしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 今回の南湊館改修事業でお願いしているのは、南湊館の建物を大きく2つにエリアで分けると、展示エリア、そして事務所を中心とするエリアの2つに分かれます。

10番委員がおっしゃられた過去の改修は、平成30年に一度、大規模改修工事を実施しております。

これは、雨漏りによる大規模改修となっておりますが、これについては、展示エリアの大規模改修事業となっております。

あと残りの部分の、先ほど申しました事務所エリア、創作室と研修室を含みますが、そちらの部分の外壁・屋根の改修工事ということで、設計を今回、委託することになります。

○10番（平田るり子） 南湊館の駐車場に、観光バスとか大型バスは入るのでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 大型バスの来館となれば、事前に電話をいただくことになりますが、今、大型バスは低床のバスになっておりますので、一番上の駐車場に上がって行くことは非常に難しいですので、下の片平山グラウンドを開放して、そちらにとめていただく。

もしくは、お客様を手前で降ろしていただいて、登っていただいて、来館が終わる頃に迎えに来ていただく形を取っております。

○10番（平田るり子） 南湊館に何度か行きましたが、すばらしい施設なので、観光に利用していただきたい。

枕崎に来ていただく観光の一つに入れていければ、物すごくいいのかなと思いますし、児童館も近くにありますので、その一帯を含めた取組ができたら、もっと児童館も南湊館も、観光等も含めて、いい活用ができると思うのですが、なかなか難しいのでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 観光という面で、南浜館も一つの観光文化の拠点として、位置づけて考えております。

夏に果ての鉄道展を実施しまして、県外からも多くの方に来場いただきました。

来館者の話を聞くと、10番委員のおっしゃられたとおり、すばらしい施設であったりとか、そしてパフォーマンス広場から見る景観、晴れの日には離島が見えたりとか、非常にいい景観だという御意見もいただいておりますし、その周辺の散策も、朝に結構歩いておられる方がいたりとか、今回果ての鉄道展を実施するに当たって、J R 指宿枕崎線を利用された方も、かなりの数がおられたと聞いておりますので、そういった面で観光資源として、そういう方向でも発信していきたいと考えております。

○6番（立石幸徳） 私はこの学校給食の件で、令和6年度予算で県内他市の当初予算もいろいろ報道がされるんですけど、全部私自身が集約しているわけじゃないんですけど、今度の県内各市の当初予算を見た記憶では、相当数の市が学校給食無償化を導入してきていると見ているんですけど、担当課ではこの県内の状況は把握しているんですか。

○給食センター所長（高山京彦） 現在ではないですが、去年の資料の中では、南九州市、南さつま市、西之表市などが無償化に取り組んでいることは確認しております。

そして、新聞報道の中でも、鹿児島市が今年度でしたかね、2学期以降に無償化に取り組むなどの情報は把握しております。

○6番（立石幸徳） 正確なものが分からなければ、総括のときでもいいんですけど、というのは、例えばいちき串木野市、あるいは出水市、鹿屋市も新年度からじゃないですかね。要はその19市の中で、もう大半が学校給食無償化に走ってきているんじゃないかと。

まず、現在きちとしたことが言えなければ、総括のときでもその状況は報告してもらっていいです。

本市の市長の学校給食に対する見解は何回も出ているんですけど、私自身も2年ぐらい前、学校給食を取り上げて、一般質問をしたこともありました。

そのときは私も、国が全体的に学校給食無償化をできるように働きかけをしたらどうかという質問だったんですけど、今度の国の子ども・子育て、少子化対策とか、いろんな対策を見ても、若干の検討はしているみたいですけど、国自体が、日本全国の学校給食を無償化するには、しばらく時間がかかるような印象を受けるんですね。

ただ、いろいろ今までは財源的なことも言われていましたが、一方では少子化ですよ、もうこれから児童生徒数も相当数減っていく。

そうしますと、この学校給食無償化の財源的なものも、そんなに負担になってこないと思うんですね。そういうことで、まだ県内の今度の6年度当初を踏まえた状況が分かっているなければ、総括までにこれは調査できますかね。

○給食センター所長（高山京彦） 時間的に無理があるかも分かりませんが、何とか県内の状況は確認してみたいと思います。

○6番（立石幸徳） 総括で報告があった時点で、また質問をさせていただきます。

○9番（禰占通男） 17ページのサン・フレッシュ枕崎のWi-Fi対応は今どうなっていますか。

○生涯学習課長（木浦勝美） サン・フレッシュ枕崎ではまだWi-Fiの整備を行ってないところです。（21ページに訂正発言あり）

○9番（禰占通男） 研修室部分は1台あって、対応になっているんですけど、あっちの別館的な作り方の東側ですよ。カラオケルームとか、小さい部屋みたいなのところがあります。そこら辺もやはり少人数で借りるには便利なところなので、Wi-Fi対応に私はしてもらいたい。どうなんですかね、もう新年度も始まりますけど。

○生涯学習課長（木浦勝美） 今回の当初予算に入っていないところですが、シルバー人材センターの管理者と相談をしながら決めていきたいと思います。

○4番（上迫正幸） あらましの18ページ、45のスポーツ合宿推進事業の中のピッチングマシン購入、これの目的をお願いします。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） ピッチングマシンの購入の目的といたしまして、合宿誘致を今進めていることもございますので、合宿に来られた大学であったり高校であったり、そちらのチームに貸し出すことを想定しております。

○4番（上迫正幸） 合宿用に貸し出すという答弁でしたが、合宿はしても2か月ぐらいですね。あとの残りの月はどうやって保管しているんですかね。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 原則として合宿で貸し出すと考えております。ほかの残りの管理は芝刈機とかを収納している管理施設に保管することになります。

○4番（上迫正幸） このまま合宿だけに使うとなると、倉庫の肥しになるんじゃないかなと私は心配しているんですけど、女子野球に使うことは考えていないんですか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 基本は練習になりますので、そういったところの調整は、また指定管理者と話をしながら、どのように貸し出すかは検討してまいりたいと思います。

○4番（上迫正幸） 使わない期間のメンテナンスはなかなか難しいと思うんですが、その点はよろしくお願いいたします。

その下の市内交通費補助の説明をお願いします。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 市内交通費補助であります。合宿に来られたチームが市内の宿泊施設からの移動手段として、野球を中心に来られているスポーツチームについては、市営野球場に移動となりますが、その間の車を借り上げるそういった費用の2分の1の補助を上限2万円として、その分の補助を考えております。

○12番（吉嶺周作） 市内交通費補助は、キャンプに来た学校からの要望だったのでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 要望もありますし、やはり移動手段で、交通機関が枕崎の場合はないということもありますので、そういった全体的な要望も含めて、検討したところでございます。

○12番（吉嶺周作） これまでホテルから球場までは走っていたと思うんですが、体力づくりのためだと思うんですが、必要なんでしょうかね。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） これまでということは、福岡工業大学とかが来られた時に、よく街中でそういう状況を見受けられましたが、朝が早かったり、夜が遅かったりとか、そういった事情もあって、ほとんどがバスを借り上げて、市内のバスのレンタルを受けて、使用しているという状況であります。

○12番（吉嶺周作） それは宿泊されているホテル側が準備するものじゃないんですか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） ホテル側ということですね。（「ホテル側が球場までバスで送迎をするとか、そういうことじゃないんですか」と言う者あり）そういうサービスがあるホテルであれば、それで対応は可能だと思いますが、大人数で来られた時の効率的な輸送を考えて、それで対応できないホテル等もあろうかと思っておりますので、そういった対応のための補助ということになります。

○12番（吉嶺周作） それから先ほども4番委員からありましたが、ピッチングマシンを使わない期間が10か月程度あるというところは、本市の小中学校の野球部とかには貸出しはできないんでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 基本、ピッチングマシンの性能からして硬式を考えておりますので、硬式対応の3ローター、変化球とか、かなり高性能を考えております。その利用をしっかりといただくチームであれば、貸出しということも考えられます。

○12番（吉嶺周作） そのピッチングマシンは硬式だけじゃなくて軟式も両方使えるピッチングマシンを購入する予定なんですか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 今考えているのは硬式専用ということで考えているところであります。

○12番（吉嶺周作） そうすると、軟式のボールは入れられないということになるんですかね。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） そういう対応になるかと思います。硬式だけになるのかと思います。

○12番（吉嶺周作） そのピッチングマシン、硬式専用で132万円ですけど、軟式も入れられるピッチングマシンというのはないのでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 導入に当たりまして、どういう対応ができるのか、今、要望として上がってきているのが硬式専用ということで聞いておりますので、軟式・硬式対応できるものもまた考慮に入れて検討してまいりたいと考えます。

○12番（吉嶺周作） やはり枕崎は昔から野球が盛んな町で、今も枕崎中学校には優勝旗が6本あったりして、全国大会や九州大会にも行っているんですよ。キャンプがない期間はピッチングマシンの有効活用で使わせていただければ、もっと枕崎の小中学校も野球が強くなると思いますので、その辺、軟式・硬式の両方使えるピッチングマシンがあれば、そっちの購入を要望しておきたいと思います。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 今上げている予算と見合わせながら、またそういったところも含めて検討してまいります。

○2番（下竹芳郎） あらまし18ページ、40の国際芸術賞展開催準備経費、これ令和7年度に開催するんですかね。これはあらましでは742万円ってなっているんですが、予算書の136ページ、国際芸術賞展関係というのは9万9,000円になっています。これについて教えてください。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 枕崎国際芸術賞展については、第3回展を令和4年度に開催しまして、トリエンナーレ形式ということで実施しておりまして、3年後の令和7年度、先ほど2番委員からあったとおり、令和7年度に枕崎国際芸術賞展第4回展を開催する計画であります。

今回お願いしている令和6年度の予算については、作品を募集するに当たっての広報の経費、そして、審査員の決定とか募集要項の作成、そして募集の告知など、またあと会計年度任用職員を1名募集する予定でございますので、そういった経費になります。

○2番（下竹芳郎） 第3回展は秋に開催しましたよね。第4回展の開催時期はまだ決まっていないんですよ。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） まだ計画段階ではありますけども、令和6年度、年内中、4月から12月までの計画といたしましては、まず審査員を決めないといけませんので、審査委員の決定をいたしまして、そして募集要項、内容の決定、そして報道関係への開催の報道発表、そして作品募集の告知まで令和6年の年内中には実施したいと。年が明けてから1月から2月にかけて募集受付を開始したいということで考えております。

令和7年については、先ほど2番委員からありましたが、秋開催なのか、夏開催なのかということで、できたら前倒しで夏開催にできればということで考えております。

○2番（下竹芳郎） 前はコロナ禍で来場者も少なかったようですが、来場者に関しやっぱり多くの人に見てもらいたいという、そういう対策とか方策とかは考えていますか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 前回より会期を少し長くする方向でも考えておりますし、新年度に大々的な告知も実施したいと考えております。また、市民の方にも多く来ていただかないといけませんので、各企業とか団体にも呼びかけて、枕崎国際芸術賞展を盛り上げていただくような仕掛けを考えていきたいと思います。

○2番（下竹芳郎） 市長も推し進めているアートのまち・枕崎、本当の意味でのアートのまちにするためには、市民の機運を高めないといけないと思うんですよ。そこはどう考えていますか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 各種団体をお願いして協力いただくような形で、早い段階に令和7年度の開催年度には早い段階にそういった協力のお願いをしたいと考えています。

○2番（下竹芳郎） よろしく願いいたします。

○6番（立石幸徳） 予算書の125ページですかね、学校施設整備費、委託料が2件出ているんですよ。まず、調査設計等委託料は何を調査設計するんですかね。

○教育総務課長（高山京彦） これについては、令和5年度に4中学校のバリアフリー化の設計業務委託を実施しておりますけれども、小学校について、令和6年度にバリアフリー化の設計の業務委託を行う予定でございます。

○6番（立石幸徳） その下の学校施設長寿命化計画も小学校で309万円ぐらい、中学校でも同額、両方長寿命化計画が委託料で出ているんですけど、この学校施設の長寿命化計画はもう既にといいましょうか、1回出来上がっているんじゃないんですか。今度の長寿命化計画というのはどういうふうになるんですか。

○教育総務課長（高山京彦） 現在の学校施設の長寿命化計画は、令和2年度から令和11年度の10年間の事業計画を策定しております。その中で、法改正等の社会的要求水準の変化を受けて状況が変化する場合があることから、5年を目途に計画の見直しを行うこととしているために、今回予算化しているところでございます。

○6番（立石幸徳） それから小学校、中学校の工事請負費ですけど、主なものについてはどういった工事を予定されているんですかね。小学校、中学校それぞれ。

○教育総務課長（高山京彦） 小学校については、小学校大規模改造質的整備ということで桜山小学校のトイレ改修を計画しております。あと給食コンテナ室の爆裂補修ということでお願いしております。

中学校については、昨年、バリアフリー化の設計委託を行いましたので、それを受けまして、バリアフリー化施設整備の工事を行うということにしております。あと枕崎中学校の2階渡り廊下の屋根改修工事等が主なものになります。

○6番（立石幸徳） 学校関係で盛土の造成地、これを予測調査するという記事が出ているんですが、これはどの部分の盛土造成地を対象にされるんですか。

○教育総務課長（高山京彦） 今、その件について、私たちは存じ上げてはいないです。

○6番（立石幸徳） 盛土については、かつていろいろ災害もあちこちで起きて、盛土造成地の小中学校の予測調査をするということなんですけど、段差を解消すると。これは教育関係じゃないんですか。段差解消ですからどっか段差があるわけでしょう。

○建設課長（松田誠） 今、大規模盛土の御質問がありましたが、今回、枕崎市で大規模造成地マップというのがあります。その中で、学校用地で大規模盛土と判定されたところはありません。

○6番（立石幸徳） 対象はないということですか。でもこれ6年度当初予算の業界誌では、枕崎について、盛土造成地予測調査というのが出ているじゃないですか。これは別件ですか。

○建設課長（松田誠） これについては土木費です。

○6番（立石幸徳） 土木費で、それはやはり学校関係なんですか。

○建設課長（松田誠） 今回の大規模盛土の造成地については、岩戸地区になります。市内の学校用地については、大規模盛土として抽出されているところはございません。

○6番（立石幸徳） ではこの記事は間違い、小中校段差解消へというのは、見出しで出ていますよ。バリアフリー化っていうこと、これは。

確認します。盛土造成地ということとは関係ない、バリアフリー化でこの小中校の段差解消というものに取り組むと整理しとけばいいですか。

○教育総務課長（高山京彦） 令和５年度に中学校のバリアフリー化の設計業務を委託しまして、令和６年度にそれを受けまして工事を進める予定でございます。令和６年度には、小学校の設計業務を委託しまして、令和７年度に整備に取り組む予定としております。

○９番（禰占通男） 予算書の114ページの消防の委託料の中の根株撤去等作業はどのような内容になるんですか。

○消防総務課長（中原勝一） この根株撤去については、立神地区にある消防車庫の横に大きなヤシの木がありますので、それが老朽化して危ない状態でありますので、それを撤去することになります。

○９番（禰占通男） 撤去整備、ただ撤去するだけですか。

○消防総務課長（中原勝一） 撤去になります。

○９番（禰占通男） 整備は関係ないの。

○消防総務課長（中原勝一） はい、撤去のみです。

○９番（禰占通男） 工事費が安いですから確認しただけです。分かりました。

○11番（橋口洋一） あらまし18ページ、46の薩摩おいどんカップ負担金ですが、今回50万円計上となっておりますが、今年もおいどんカップ４試合開催されたということで、今後、この負担金を負担することで、何試合予定をしているとか、そういう見込みがあるのでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 今回、薩摩おいどんカップを枕崎で開催した試合については、予定としましては４試合でありましたけども、雨で１試合流れた状況でありました。今回、20万円という枠で、ピックアップゲームというか、イベント的なオープニングというのが実施されなかったところであります。

この50万円という予算については、ピックアップゲームということで、始球式とか、中学生がベンチ入りして一緒に野球を楽しむという、そういったイベント等も今回50万円によって実現することになってきます。

試合数については、ほかのところの状況を見れば、10試合以上実施されておりますので、土日も含めて試合数も増えていくという形の負担金になってこようかと考えております。

○11番（橋口洋一） そうすると、スポーツ合宿含めて１月以降、３月現在ぐらいまでずっと市営球場を占用するような形になるのかなと思うところなんですけれども、スポーツ合宿で合宿等誘致報奨金ということで90万円上がっております。今年は何チームほど誘致をするとか、そういう考えを持っているところでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 令和５年、今年度の実績といたしましては10スポーツ団体誘致をしております。野球は９で水泳が１ということになっております。

それに対して、合宿等誘致推進報奨金というのを、実績に基づきまして支給するということになります。ただ予算組みとしては報奨金として５団体で準備しているところであります。

合宿等誘致報奨金というのは合宿に来ていただくためにいろいろ働きをかけていただいた団体、それに対して支払う奨励金になります。

こちらについても５団体を誘致していただきたいということで予算を組んでいるところであります。

○11番（橋口洋一） そうすると、この報奨金というのは、直接そのチームに行くわけではなくその仲介業者に行く、そういうものだと考えてよろしいんですか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 団体もしくは個人、そういった団体を誘致していただいたところに支払うということになります。

○11番（橋口洋一） このスポーツ合宿で、本市の野球、そのほか水泳とかそういったものの合宿が盛んになるということは非常に喜ばしいことだと思います。

施設の利用についても有効活用が図られるということで、今まで使われなかった、私なんか本

球場と言っておりますが、市営球場も有効活用、リニューアルされてから非常に活用状況もよくなっているかとは思います。

そういった中で、市営球場という立ち位置がありますので、市民の活用というのはその時期、1月から3月、今時期までにかけて利用はできないような状況になってしまうのですか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 現在、1月から3月合宿誘致をということで、もう早い段階、4月以降早い段階でオフアというか埋まっていく状況であります。

ただ、こういう状況でなければ、全てその時期が埋まっているというわけではございませんので、当然、空いているときは市民の方の利用というのもあるかと思えます。

そここのところの調整は、指定管理者がしておりますので、指定管理者の運営の中での調整ということになってこようかと考えております。

○11番（橋口洋一） そうすると、4月になるともうぼつぼつ予約が入ってくるみたいなそういったイメージで、施設の利用状況が固まってくるというふうに考えてよろしいですか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 今年度合宿いただいた団体がまた来年もこの時期お願いしますという形もスタートし始めますので、そういった調整も行われていくということになるかと思えます。

○11番（橋口洋一） 先ほども、市営球場ということで、市民が利用する球場でもありますので、合宿等でいろんな人たちが来ていただくことは非常によいことだと思うんですけども、一方で、市民が、児童生徒等々も野球をしております。そういった児童生徒の大会等そういったところに対する考慮もしていただきたいと思いますと思いますが、そういったところはいかがでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 社会体育施設全般ですけども、11月に利用調整会を開催しています。これはもう広報紙でも来年度、利用をされる団体とか、特に大会、そういった大会の計画がある団体については調整会を開催しますので、利用希望の日をあらかじめ教えていただいて、1月に一堂に会して市民会館で調整会という形で実施しております。その中で、いろいろ大会とかそういうのを話し合いによって決定していくと。

今回、3月号の広報まくらぎに利用調整会が終わった1年間の社会体育施設の利用というのが皆さん市民の方に配付されているという状況であります。

○11番（橋口洋一） そうすると、来年度の分ってというのは、1年の利用計画がもう決まっていますよということになりますでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 広報まくらぎでスポーツへのおさそいという形で1年間の計画ということでもう配付されておりますので、大方の大きな大会という形でもう決定がされているということになります。ただ、あくまでも計画ですので、変更等あるかと思えますので、そういったところの臨機応変な対応を指定管理者にお願いしているところであります。

○11番（橋口洋一） 2月、3月、卒業、進級の時期でもあります。そういったところで、父兄等で野球大会をしたいんだよ、本球場を使いたいんだよというそういう要望もあるようにも聞いております。そういったところの配慮を併せたところで、スポーツの振興、野球の振興というのを進めていただきたいと思いますと思っております。

○議長（永野慶一郎） 野球場の利用のところでも今、11番委員の関連で日程のところがあったんですけど、野球だけじゃなくて、市民がイベントとかでも使えるようにっていうそういったのをもとに球場って改修されていると思うんですが、あそこの外野の奥にステージも設置しまして、あとスコアボードもLEDで映像とかも映るように整備されております。

大分お金も投資されていい設備ができているんですが、市民の活用ということで、いろいろな質疑がありましたが、令和4年度は、改修後、いろんな催しもあったように思われるんですが、令和5年度にそういったイベント等が私はあんまりなかったように記憶しているんですが、合宿があったり、いろんな日程の調整がなかなか難しいという声も聞いて、せっかくああいった多目

的にいろんなことが使える設備を造ったり、なんかもったいないなあと思って感じて見ておったんですが、そこら辺、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 番外委員からございましたとおり、市営野球場は令和3年度に地域振興推進事業を使ってスコアボード、そしてステージの設置をしたところであります。目的としては、野球だけじゃなくていろいろな文化的なイベント等も活用されるようにということで設置したところでありますけれども、いろいろ調整する中で、どうしても野球場ということで優先順位としてはそちらが優先されるというところもありまして、もう既に予約が入っていたりとか、そういったところの調整で、いろいろ地域のイベントができなかったりというところもございました。

そこのところも、また4月、そういった調整も大切になってくるかと思しますので、そういうイベント等々大きなイベント等については、今まだスポーツイベントを優先に入れておりますので、土日等使われない日程等もありますので、そういったところの調整も、文化的なイベントも入れていきたいと考えております。

枕崎高校と水産高校の交流イベントは5月にされる予定というところもありますので、また月別にそういった文化的なイベントも考慮しながら、野球場を生かして、多目的なイベントも考えて調整していきたいと思えます。

○議長（永野慶一郎） 意外と野球場とか体育施設の予約状況を見ると、全部押さえられたりとかっていうのがあるんですよ。丸一日空いているのが珍しいぐらいで、使わない日もあるんでしょうけども、取りあえず予約をしているような感じがあって、年度初めでいつそういったことをするかっていう予定が立たない中で、もう分かっている方がいいんですけど、急遽そういった球場を使いたいといったときに大変苦慮されているっていうお話も聞きます。

LEDのビジョンも、もちろん野球で利用されているんでしょうけど、すごい画質もいいビジョンだとお聞きしています。そういったのも全然活用されてないんじゃないかなとは思って見ております。

市としても、この時期は野球、この時期はイベントで使ってくださいとか、少年野球だったり、中学校の野球だったり、社会人野球も入ってきたりするんですけど、そういった中で市としても、体育施設が特に野球場が有効利用できるように、方向性を示していただかないと、もう中途半端で、本当に野球だけで使う球場で、もうステージなんかはずっと使われてないんじゃないですか。そこら辺をしっかりと話し合って方向性を決めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。最後にお聞きしておきます。

○スポーツ・文化振興課長（中嶋章浩） 整備された年は、こけら落とし的にいろいろな文化的なイベントや4市合同の特産品イベント等が開催されたところであります。

社会体育施設ということでもありますけども、当初の目的がそういうことでございますので、しっかり調整して、市民に使われる野球場でないといけないと思しますので、そういったところを考慮しながら、また計画、しっかり指定管理者と話をしながら実施してまいりたいと思えます。

○委員長（眞茅弘美） ほかにありませんか。——私から2点、あらましの18ページ、52の新しい取組だと思うんですが、給食提供不能時非常食購入は何か緊急時のための対応なのでしょうか、説明をお願いします。

○給食センター所長（高山京彦） 地震や大雪など交通寸断による輸送不能などの災害時、ほかに停電とか断水、調理設備の故障、そういった事態が生じて、給食が提供できないという場合にレトルトの非常食として温めずにそのまま食べられる救給カレーというものがございます。

これを1日分購入して、不測の事態に備えようとするものでございます。

○委員長（眞茅弘美） それは本市の小中学校全校に行き渡るような数でしょうか。あと期限をお願いします。

○給食センター所長（高山京彦） 小学校と中学校の児童生徒はもちろんですけれども、教職員分も含めて購入予定でございます。賞味期限としましては3年6か月ぐらいもつということになっております。

○委員長（眞茅弘美） 保管場所はどこになりますか。

○給食センター所長（高山京彦） 保管場所については、当初は給食センター内で保管できないかということを考えたのですけれども、最悪の場合の交通寸断とかそういったことを考えれば、各学校に置いたほうがいだろうということで、今の計画では学校にそれぞれその個数分を置くようなイメージでおります。

○委員長（眞茅弘美） 分かりました。大事なことです。取組をよろしく願いいたします。もう一点、同じ18ページ、36の市民会館改修事業ですけれども、この改修工事の内容をお願いします。

○生涯学習課長（木浦勝美） 新年度の市民会館の改修工事ですけれども、舞台のところに吊り物で照明とか、緞帳とか反響板とかあるんですけれども、そちらのワイヤーとかロープとか滑車そのあたりの交換と、第1会議室のサッシのガラスの押さえのゴムが劣化しているので、その部分の交換を予定しております。

○委員長（眞茅弘美） 会議室なんですけれども、以前、私お願いしていたんですけど、1階の和室のところなんですけれども、アコーディオンカーテンがぼろぼろになっていまして、利用される方からも要望があったんですけれども、そちらに関してはどうでしょうかね。

○生涯学習課長（木浦勝美） アコーディオンカーテンについても、もちろん今回検討したところですが、また翌年度に対応したいと思っていますところ。申し訳ございません。

○委員長（眞茅弘美） そうなんですね。分かりました。6年度はもう対応できないってことですかね。

舞台関係は、今、市民会館も手を加えられてすごく利用しやすくなっております。そして、先日老人会の芸能大会ございましたが、また以前のようにイベント行事も通常どおり行われるようになっておりますので、そのような取組を今後もよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

ほかにありませんか。——以上で、消防費から予備費までの審査を保留いたします。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時9分 再開

○委員長（眞茅弘美） 再開いたします。

学校教育課長と生涯学習課長より発言を求められております。

○学校教育課長（森健一郎） 午前中の質疑の中で、6番委員から教育支援センターの国庫補助の質問が出されたところですが、その中で私は現在ありませんとお話ししましたが、本年の1月に、国から不登校児童生徒等の学びの継続事業の国庫補助で案内が来ておりました。それで、本年度2月20日に、県に実施計画書を提出しているところです。

なので、申請が認められれば、本年の3月か4月に補助の決定がされるということで、1教室当たり20万円のICT環境整備の枠で来ておりますので、それが決定されれば、そういった形で補助が下りるということになります。おわびして訂正させていただきます。

○6番（立石幸徳） 国も……（「6番委員、すみません質疑に関しては総括でお願いいたします」と言う者あり）今言ったことを確認するだけですので、本年何月ですかね、国の通知があったのは。

○学校教育課長（森健一郎） 国から、令和6年1月19日にありました。

○生涯学習課長（木浦勝美） 午前中9番委員から御質問ありました、サン・フレッシュ枕崎の

Wi-Fi環境について調べましたところ、Wi-Fi環境は整備されておりましたので、訂正しておわび申し上げます。

〔歳入〕

○委員長（眞茅弘美） 次に、歳入の審査に入ります。

予算書の12ページから41ページまでになります。

それでは審査をお願いいたします。

○2番（下竹芳郎） 予算書の33ページ、ふるさと応援寄附金ですが、去年は20億円の予算で、今年が1月末で11億円の寄附なので、十二、三億円いくのかな。今年16億円の予算ですが根拠を教えてください。

○企画調整課長（日渡輝明） まず、令和6年度当初予算に計上してございます、ふるさと応援寄附金については、令和5年度の実績を勘案いたしまして、16億円と積算したところでございます。

令和5年度の寄附額の実績としまして、令和6年3月10日現在になりますが、寄附件数として3万7,285件、11億6,817万1,500円となっております。令和4年度と比較しまして、寄附件数で58.7%、寄附額で74.1%となっております。

予算の算出に当たりまして、まず、令和5年度の分析としまして、総務省告示の基準の改正がございました。これについては、募集に要する経費について、中間管理業務、ポータルサイト等に係る経費について、全て算入されることになり、これまで対象外経費であったワンストップ特例申請に係る経費を含み、寄附額の5割以内を基準とする改正が行われたところでございます。

この基準に対応するため、10月以降の寄附額の見直しを行っており、3万円未満の返礼品は、一律3,000円の上乗せをしているところでございます。

もう一点、令和5年度におきまして、中間管理事業者の変更を行いました。これについては、公募型プロポーザルを実施したところでございますが、新たな中間管理事業者との契約に至るまで、5か月間のブランクが生じてしまったということもあり、新たな施策に取り組みなかったことで、寄附額への影響が生じたものと思っております。

また、新たな返礼品の登録に関する事項としまして、地場産品基準の見直しに伴いまして、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの指定期間について、指定申請を行った後に新たに登録する返礼品は、県を通じまして、総務省の許可を受けることが必要になっております。

許可を受けた後にポータルサイトへの登録が必要となったことから、申請から許可、ポータルサイトへの掲載まで、1か月程度の期間が必要となっており、必要とするタイミングで掲載することができなかった課題もあったと整理をしております。

また、ふるさと納税は、令和4年度、全国で9,654億円と寄附額は年々増加しているところですが、一部の自治体による寡占状態となっているようなところも見受けられると思っております。

多くの寄附者が集まるポータルサイトの構成上、寄附の多い返礼品が常にトップページに表示される、そのようなことから、寄附を検討される方の目に留まりやすい状況にあり、このことが、一部自治体の寡占状態となっているのではないかと推察をしております。

このような分析も行いまして、令和6年度の当初予算の計上に際しましては、今年度の実績を踏まえ、寄附額で16億円を想定したところでございます。

○2番（下竹芳郎） いろんな課題はあるでしょうけど、来年度からふるさと納税に特化した係も新設するみたいですよ。だから、それに伴って、大きな目標はできなかったものではないかな。

○企画調整課長（日渡輝明） 今回ふるさと納税推進係を設置することになりましたが、当然この目的としましては、ふるさと納税返礼事業の充実を図っていくこと。安定したまちづくり財源

を確保していくこと。返礼品協力事業者との連携体制の構築・支援、募集の適正基準・地場産品基準の改正に適切に対応するため、ふるさと納税推進係の設置を進めてきたところでございます。

今回の目標額の設定に際し、大きな数字の設定や、ある一定レベルまで持っていくのは、かなり厳しい状況であると考えており、中間管理事業者、返礼品協力事業者と連携をしながら、まずは、今年度を超える寄附額を頂けるように、施策を推進していきたいということもあり、16億円という金額を設定したところでございます。

○2番（下竹芳郎） 返礼品協力事業者との信頼関係の構築というのは、どういう感じですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 返礼品協力事業者による連絡協議会についても昨年動き出したわけですが、活動が本格的に動き出していない状況もございまして、そのあたりの連携、サポート等も含めた形で、今後、新しい係の下で取組を推進していきたいと考えているところでございます。

○12番（吉嶺周作） 本年度の当初予算の目標値が少ないということですが、令和元年度は27億円、令和2年度は33億円、令和3年度が34億円、ここまではよかったんですけど、令和4年度が16億、令和5年度が11億6,000万円程度ということですが、この原因追及は、右肩上がりで来て、今から下がるのは枕崎の予算獲得の一番の起爆剤がふるさと納税なんですよ。

市税も今年は2億円下げた予算にしています、やっぱ力を入れるべきところをもう少ししっかり目標値を高くしていくべきだと思うんですが、令和3年度のピークの34億円から下がった一番の要因は何ですか。そこを解決していかないと、またどんどん下がっていく一方だと思うんですよ。

○企画調整課長（日渡輝明） まず、昨年10月以降からの寄附の部分について御説明いたしますが、昨年10月時点で、令和4年度と比較しまして、月当たり23.39%の寄附でございました。

そのあと11月22.81%、12月57.05%、1月81.08%、2月が84.24%ということで、昨年10月末に現在の中間管理事業者に業務委託を行いまして、月ごとではございますが、回復傾向にあると判断をしております。

今12番委員からございましたように、これまでの寄附額に対しての分析ということでございますが、多くの課題があった中で、新たに寄附していただける方のニーズを的確に捉えることができなかったと判断をしております。

今回、中間管理業務を委託した事業者については、大手ポータルサイト等を経営している事業者でございますので、市場の動向であったり、ニーズであったり適切に分析できる事業者であると思っております。そのような情報についても、返礼品協力事業者に、今後、展開をしていけるものと思っており、現在、そのような活動も行われているところでございますので、令和6年度の予算については16億円で設定をいたしましたが、当然、多くの寄附を頂けるように取組を進めていきたいと考えているところでございます。

○12番（吉嶺周作） 令和3年度の34億円のときと比べて、返礼品の種目の変化はあるんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 返礼品の種類は、返礼品協力事業者からもいろいろなアイデアをいただきまして、年々寄附者が求めるような返礼品にしていっていると思っております。

○12番（吉嶺周作） 現在の返礼品の品目は何種類ぐらいになっているんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 全体として800品目程度を返礼品として、登録をしております。

○12番（吉嶺周作） ぜひ力を入れて、予算を超える寄附を頂けるように頑張ってくださいと思います。

○6番（立石幸徳） ふるさと納税は、新しく係を設けるということもございますので、総括でいろいろまとめてお尋ねをいたします。

まず歳入の時間ですので、市税についてですが、今度の当初予算の最初の説明のとき、財政課

長からも、国のいわゆる特別減税といいたしめしめしょうか、そういう絡みも聞いたんですが、まず基本的なことから、本市の市税が、私も枕崎の統計を持ってきているんですけど、過年度のやつをいっぱい持ってくるわけにはいかなないので、令和4年版しか持ってきていないんですけど、ここ5か年ぐらいの本市の市税の推移といいたしめしめしょうか、これについては、税務当局はどう見ているんですかね。

○税務課長（鮫島眞一） お尋ねの市税のこれまでの推移になりますが、市税の中では、市県民税のうちの市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉱産税などがございます。

特に市民税に関しては、近年のコロナ禍の関係と、人口減に伴う納税義務者の減少等がありまして、調定が落ちている状況になっています。

あわせて、法人市民税に関して、やはり企業の営業所等の撤退、本市の製造業のコロナ禍の関係等で、ここ3年のうちは、収入が落ちている状況になっています。

軽自動車税の関係は制度改正等がございまして、台数等は減っている部分がございまして、ある程度維持ができています。

たばこ税に関しては、国のたばこ税の見直し等がございまして、課税本数等は減少しておりますが、税収的には維持ができています。

以上を踏まえまして、やはり個人法人市民税、このあたりがここ5か年の間では減少傾向になってきていると考えております。

○6番（立石幸徳） 今度の予算書の12ページ、13ページ、今税務課長が言った市税の費目ごとの状況も、5年度と比較して、個人市民税の落ち込みが7,900万円で一番目立つわけですね。

さっき私が言った、5か年ぐらいの市税全体額の推移はどう押さえているんですか。

○税務課長（鮫島眞一） 手元に今書類を持ち合わせてございませんで、少し確認をさせていただければと思います。

○6番（立石幸徳） 私が枕崎の総計からずっと決算ベースで見た範囲で、元年度あたりからすると、市税全体で1億円ぐらい落ち込んでいると見ているんですよ。

その内訳は、先ほど税務課長からもあった、市民税、特に個人市民税が落ちてきているんじゃないかと。これは、いろんな要因がもちろんあるんでしょうけど、やっぱり看過できないと思うんですよ、税収が落ちていくわけですから。

それで、今度、6年度当初を見て、私も財政課長の説明を聞くまでは、6年度の税収の落ち込みというのも、大変だなあと気にしてもしましたら、いわゆる国の特別減税の関係で、本市に関わる部分は、住民税の所得割、所得税減税もあるわけですが、その部分が減税になって、その分はあらまし21ページの特例交付金ですね。9番でしたね。

この分で、国の特別減税で減った分は、特例交付金でまた本市に返ってくるようになっているということですけど、そこの部分をきちっと正確に、まずこの6,820万円の特例交付金で返ってくる分は、どういった算定基礎になっているんですか。

○税務課長（鮫島眞一） ただいまの特例交付金の積算の関係でお答えをしたいと思います。

まず、令和5年11月2日に閣議決定がされました、デフレ完全脱却のための総合経済対策において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民負担を緩和するため、デフレ脱却の一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税を実施することとされました。先ほどの6番委員の質問の中身の重複になります。

具体的には、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税、こちらは市民税県民税になりますが、1万円の減税を行うこととされました。

これを踏まえまして、個人住民税においては、令和6年度限りの措置として、定額減税の仕組みを設け、個人住民税所得割から控除することとされています。

こちらを踏まえまして、この積算については、令和6年度分個人住民税の関係は現在申告を受けている状況にありますので、最終的には6年度分住民税の課税が6月になります。6月の課税の時点で、所得割額から、先ほど申し上げました1人1万円部分を控除する仕組みになっております。予算の積算としては、現在、6年度分住民税が申告受付中で詳しい数字が出ておりませんので、令和5年度分の課税状況を参考にして、推定で算出しております。

その中で、所得割の課税者が予算策定時で7,961名になるんですけれども、こちらの方々の令和5年度分の課税状況の中身を見まして、6,820万円という控除を推計している次第であります。

○**財政課長（笹原正二）** ただいま税務課長が申し上げました定額減税による影響は、先ほどもありましたとおり、全額国費による補填という形になっておりまして、予算書の17ページの地方特例交付金の右側の説明書きのところに2項目ございます。下に定額減税減収補填特例交付金6,820万円とございます。この分が全額国費で賄われる分となっております。

○**6番（立石幸徳）** 先ほどの税務課長の説明からいくと、6,820万円を予算では出しているんだけど、対象者が本市の住民税1万円減税の対象者は6,820人ということではないと。5年度状況を見ると、7,900人ぐらい対象になるような方は想定されるけどその辺が定かじゃないんで、この6,820万円は結局どういう形で予算には出しているんですか。

○**税務課長（鮫島眞一）** 令和5年度の課税状況を基に推計で算出をしている形になります。

○**6番（立石幸徳）** それでこれはさっきも言ったんですけど、財政課長がこの予算説明をする際にも実質的に本市市税の部分は、この6,820万円は本来市税の科目に例年なら入ってくる部分ですよ。それを加味しても、本市の税収の推移っていうのはやっぱり右肩下がりっていう状況になっているとそう見ていいわけですか。

○**税務課長（鮫島眞一）** 今6番委員から発言がございましたように、やはり、市民税、個人市民税、法人市民税、あとは固定資産税の関係でも、やはり地価の関係、土地評価の関係、人口減少の関係もございますので、上昇する要件は現時点でやはり厳しいと税務課としては考えております。

○**6番（立石幸徳）** それで市税のいくつか市民税、固定資産税、たばこ税、先ほども言われましたけど、市税全体の落ち込みの中で、やはりこの個人市民税が落ちてきているとこういう確認でいいんですかね。

○**税務課長（鮫島眞一）** 長期の視点でいきますとやはり個人市民税が、納税義務者の減少等がございまして、落ちていると理解しております。

○**6番（立石幸徳）** この部分はやっぱり注視して、本市財政全体の力を持つためにも個人市民税が落ちていくことは問題だと思うんですよ。ここはどういう対策があるか、それはもう総合的な対策にしかならんのですが、まずはこの面はしっかりと確認すべきことだろうと思います。

それから、歳入ですのもう一件、市税収入と関連するこの地方交付税の関係。当然、税収が下がれば交付税という意味では、その分は財政需要額から収入額を引くという算式の中ではまた交付税はプラスになってくるんですけれども、今度の6年度の地方財政対策の、国の地財計画で交付税はどういう扱いになっているんですか。

○**財政課長（笹原正二）** 今、6番委員の御質問は地方税の扱いという形でよろしいんですか。

（「いや交付税ですね、地方交付税、交付税全体ですね」と言う者あり）かしこまりました。

地方財政計画におきます地方交付税の伸び率といたしましては、1.7%増で示されております。地方財政計画でこの1.7%増となる要因としては、今議会の中でも少し申し上げましたけれども、地方の一般財源の同水準を確保していくという一般財源総額実質同水準ルールということで、前年度を下回らない地方の一般財源を確保していくということを骨太方針の中で決めておりますので、そこは前年度の一般財源が確保されると。

それに上積みされる形で、給与改定によります給与関係経費及び会計年度任用職員の勤勉手当

支給、これによる一般財源の増額分を今回、地方財政計画の歳出の中に組み入れたと。

さらには、こども・子育て政策や物価高騰による財政需要、これらに対する一般財源を地方財政計画の歳出でみられているということで、地方財政計画の歳入には地方税であるとか、交付税といった一般財源がみられます。歳出に先ほど申し上げましたような要因が加わりまして、全体として伸びているという形になり、それに合わせて地方交付税も伸びたという形になっております。

○6番（立石幸徳） 先ほどの財政課長の言ったその地方交付税が1.7%伸びたと。しかし、今度6年度に取り組む所得税、住民税の話は先ほど終わりましたけど、そういったものの関連からいくと、交付税全体では所得税の定額減税に伴って、私の手持ちの資料では7,620億円、この分は国では減収になると。それで、この分は自然増収による法定率分の増で対応するという説明なんですけどね。

ただ、そういうものを踏まえた上で1.7%増やして交付税で具体的に聞きたいのは、説明があったかと思うんですけどこの新しい算定費目ですね。こども子育て費はどういう形で、ここには18歳以下の人口を測定単位にすることになっているんですけど、ただもう人口割18歳以下の人口を配分するだけのことなんですか。

○財政課長（竈原正二） 令和6年度地方財政計画の中に、新たにこども・子育て政策に係る新たな算定費目としてこども子育て費の創設がされるとなっております。

この費目について若干説明申し上げますと、目的としては地域の実情に応じてきめ細やかに独自のこども・子育て政策ソフト事業を実施できるよう地方の単独の経費というものを1,000億円増額して普通交付税で措置するというものになっております。1,000億円が増額という表現になるわけですが、こども子育て費をつくるに当たりましては、これまで子ども・子育てに係る関係費については、社会福祉費、保健衛生費、その他教育費、普通交付税の算定項目でございますこの3項目の中で、それぞれ、別々に見られた部分もございました。それらを統合した上で先ほど申し上げた1,000億円を追加して、新たにこども子育て費としてそこにまとめて分かりやすく取り組めるように、算定費目として創設した形でございます。

今6番委員のおっしゃるとおり、測定単位については18歳以下の人口を基として、それに単位費用というものを掛けまして、そしてそれぞれの団体の実情に応じた補正係数というものがかかって算定されるものでございますけれども、現在、その算定方法についてまだ示されていないところで、大枠でこのような形で示されていると。ただ今委員がおっしゃったとおり、18歳以下の人口に比例して交付税の増減がなされる形になってまいります。

○6番（立石幸徳） 最後に今出ている新しい費目のこども子育て費。これは先ほど財政課長が言ったように社会福祉費、衛生費、こういった今までの既存のやつをまとめるっていうんですけど。ちなみに本市では、この社会福祉費、衛生費、ここの費目が具体的にはどういうものがあるんですか。

○財政課長（竈原正二） ただいま申し上げました、普通交付税の中のそれぞれの費目、社会福祉費、衛生費、その他教育費、交付税の算定にはそのほかにも土木費であるとか、小学校費、中学校費、様々な算定費目があってそれごとに測定単位、例えば人口であるとか、学校数や学級数であるとか、それらを測定単位として単位費用というものを掛けて交付税が算定されていくわけでございます。

地方交付税自体が、全国で標準的な行政サービスを地方自治体が提供するために措置されるものでございますので、全国標準的な施策を積算して、それらがそれぞれの費目の算定基礎となるものですので、本市独自のものというものは特にございません。これは全国一律、市町村がそれぞれの費目に算定されるわけですが、ただその測定単位である人口であるとか、18歳以下の人口であるとか、そういうもので増減が関わってくるという、大きく言えばそのようなもの

もございます。さらにそこに、例えば生活保護費であれば被保護者の状況ですとかそういったもので、補正係数というものがあましてそこでまた増減がなされていくという形になってございます。

○6番（立石幸徳） いや、私が聞きたいのは具体的にですよ。本市の今統合をされるこども子育て費ということで、統合される社会福祉費、あるいは衛生費ですか、そういったものを具体的に教えていただければいいんですよ。財政課は当然、そういうものを積算して交付税の申請をされるわけでしょうから、それは本市独自のものはないということじゃなくて、社会福祉費、あるいは衛生費の中身を子供に関連する部分が、どういう形で統合されていくのかそこを知りたいんですよ。

○財政課長（笹原正二） 現段階で、これまで衛生費とか社会福祉費で見られていたどの部分が、こども子育て費の中に移管していくのかというものは具体的にまだ示されておりません。

今あるそれぞれの例えばその他教育費の中でも、それぞれ細かい積算がなされている部分があるわけですが、この中からそれぞれ個別の項目が移管していくという形になっていくことになります。

○6番（立石幸徳） 最後に確認ですけどそうすると、今こども子育て費の具体的なものは示されていないということですが、それは毎年度の交付税の算定がある7月ぐらいに出てくると見とけばいいんですかね。

○財政課長（笹原正二） 毎年度7月に普通交付税の決定がなされますので、そのときにはそれぞれの算定における、例えばこども子育て費で幾ら見られたかというものは示されます。

我々が地方交付税を分析するに当たりましては国が発行いたします単位費用の分析の資料がございます。その資料をもって我々はそこでどの程度の影響があったということで判断をして参りますけれども、それが大体6月末ぐらいに発行されますので、その中でおよその概算でお示することは可能かと思えます。

○9番（禰占通男） 関連ですけど、今、こども子育て費ということですけど、先ほど課長からもあったこのソフト事業分ということで、これも増額されるということになっているようですが、これ一般行政費としての増額部分について本市はどのように捉えているんですか。

○財政課長（笹原正二） 先ほど申し上げましたとおり、地方交付税自体が、それぞれ標準的な行政サービスを提供できるようにする制度の中で交付されるものでございますが、このこども子育て費に1,000億円、ソフト事業に増額されたということで、本市にこの部分でどれだけ普通交付税が増額されるというものはまだ見込めないところでございますけれども、国も地方としても、やはり単独事業でも推進していかなければならないということでの算定となっておりますので、子育て政策に関わる予算も、確保していく必要があるというところでございます。ただ、これまでも本市におきましても子育てに関する、例えば交付税で見られない部分で単独事業も行っておりますが、さらに今後、こういった普通交付税の増額も図られていくということでございますので今後のこども子育て費の中で推進する予算の確保というものを図っていかなければならないと思っております。

○9番（禰占通男） 先ほどの6番委員の中で、質疑がなかった部分で所得税の定額減税も今回個人住民税と同じように軽減ということになっているんですが、地方交付税の減収ということで前年度から繰越金等を自然増収による部分で補填するようなことを政府はおっしゃっておりますけど、この地方交付税法の定率分の増によって政府は言っているんですけど、今までとすると地方交付税を算出するこの定率はどの程度の増になるんですかね。

○財政課長（笹原正二） 地方交付税の国の一般会計におきます財源はそれぞれ法定分ということでそれぞれの税目に対して何%が交付税の財源となると決まっております。

所得税の33.1%、法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、これを普通交付税の原資

とするということです、これらをまず当初の地方財政計画の中で見込みまして、交付税の総額というものを決めていきます。国として会計年度が進むにつれて、例えば所得税、法人税、消費税などが決算見込ベースで増えた場合、これらが翌年度に繰り越されていくことになりますが、それを原資としてこの定額減税が地方交付税に影響する分についてはそれで賄っていくということの表現でございます。

○9番（禰占通男） その分の率を増やして、対応するうちとしてはどの程度増えるのかということです。

○財政課長（笹原正二） 率は変更ございません。先ほど申し上げました一定率が交付税の原資となります。

○9番（禰占通男） 繰越金なりの原資に対しての交付税の減となることをそのまま認めるということですかね、簡単に言ったら。

○財政課長（笹原正二） 先ほどからの話の流れを申し上げますと、6番委員がおっしゃったのは、地方税が定額減税によって減収するということで国から地方特例交付金でそれを全額補填しますよということは、国がその分財源不足になるということなんですけれども、国もその分で地方交付税の原資としての影響が出てくるわけですが、地方財政計画の資料で、表現では地方交付税の減収0.8兆円については繰越金自然増収等による法定税率分の増により対応でございますので、自然増収というのは当初の地方財政計画で見込んでいたものよりも増えるといった見込みを立ててそこで賄っていくという地方財政計画の中での表現というところになっております。

○9番（禰占通男） 私の考えとしては、今6番委員が言ったその国の予算も減るけど地方もそれだけ減る。国は減るけど国の繰越金等々で地方に配分する分をあげますよと私は理解しているんですけど。そうじゃないんですか。

○財政課長（笹原正二） 地方の一般財源については確保されると。先ほど申し上げましたとおり、こども子育て費であるとか給与費の増分であるということで、地方の一般財源自体は増となるというのが今回の地方財政計画でございますので、地方の一般財源がこれによって減ることではございません。

○6番（立石幸徳） もちろん我々には地方自治体の枕崎市のいろんな論議をしているけど、それに対する特例交付にしても国からと。国の財政の状況というのは今大変な増収増で、特に物価が上がることで、消費税なんかは黙っていても、物価に伴った税率です为上がっていく。だから財政課長が言われた法定率分の増、自然増はもう大変な額があると見込まれるわけですね。

ですから、大体6年度のこの定額減税が何で始まったかっていうと、もうそんなややこしい減税で国民に給付するんじゃなくて、もう給付金でやれと、もうそれが分かりやすいと言ったけど現在の内閣で特に総理が減税でちゃんとその分は返すという流れになってきていると思うんですよ。その辺を押さえて私は何で地方交付税と最初の市税の部分を言うかということ、本市の歳入の中でも一番大きな歳入額を占める部分ですので、最初にきちとした制度変更等に伴うものを、確認させてもらったんですが。

総括に入ったらまたふるさと納税は聞きますけど、この本市の財政計画、令和3年度から令和7年度の財政計画の中で、これも大きな額を占めるいわゆる寄附金ですね。これが令和3年度から29億4,600万円ですと3年、4年、5年、6年、7年まで、全く同額でこの財政計画を立てているわけですよ。当然、これ寄附金という中身はふるさと納税の部分が大半を占めると思うんですけど。しかし、もう先ほどからもあったように令和5年度からこの29億円がもう10億円以上違ってきているんじゃないんですが、その辺を踏まえた財政計画の見直しちゅうか、もちろん市債の関係もあるんでしょうけど、歳入の寄附金、どういうふうに捉えているんですか。

○財政課長（笹原正二） 現在の本市の財政計画を策定いたしましたのが令和2年度末となっております。その当時、ちょうどふるさと納税も増加してきており、それを確保していくという形

で推計した計画となっていたところでございます。委員がおっしゃるとおり、ふるさと応援寄附金は減収しているということでございますので、その部分が現在の財政計画との基金総額の残高の乖離につながっているということでございます。

一方で、基金残高は確かに全体としては減少しておりますが、ふるさと応援基金は目的基金でございますので、それをどのように活用していくかというところで、取崩し額等を含めて考えなければならないんですけれども、影響を与えるのは基金残高の部分であるというところですよ。

そこが何に影響するかといえば、将来負担比率の算定に大きく影響していくということでございますので、その部分は確かに今後の財政運営の指標となる将来負担比率というところで乖離が生じてくる可能性はあるというところでございます。

一方で、財政調整基金及び減債基金は財政計画を大きく上回っているところでございますので、必要なまちづくり財源は確保できていると考えております。現在、これも概算でございますが、地方債の伸びであるとか、そういった基金残高の減少というものが、財政計画との乖離がありますけれども、現在の将来負担比率の該当なしとなっているところは、今の財政運営の中では維持できるであろうと6年度は考えております。その後も基金残高を確保する中で、財政健全化判断比率をしっかりと管理しながら、予算編成等には努めてまいりたいと考えております。

○6番（立石幸徳） 財政課長が言われるように、そういう直接的に財政運営上支障は出てこないと思いますよ。ただ、本市の財政計画の中で、令和2年度の基準年度は、このふるさと納税の寄附金のところを35億円を出しているんですよ。3年度以降、大体6億円減らして、29億4,600万円ですーっと7年度まで同じ額で計画しているんですよ。言いたいのは少々のもって言ったら変だけでも、割とこう認められる範囲の金額の違いならまだしも、この寄附金の額が10数億円違うわけですから、ここはいち早くやっぱりちゃんとした計画に修正といいたほうがいいんじゃないですか、その辺は取り組んだほうがいいと思いますので、確かにその分は基金残高に影響を及ぼすだけですと、運営上はそうであっても、計画上はやっぱりいいタイミングで訂正するように努力してください。

○9番（禰占通男） 38ページの資源ごみ売却事業収入が500万円になっているんですけど、今までは3市で予算書に上がってこなかった部分だと思うんですけど資源ごみの売却ですよ。入札なりでリサイクル業者に売却すると思っているんですけど、どのような方法で、これまでと違うんですか、どうなんですか。

○市民生活課参事（立石秀和） 現在、資源ごみの売却は、南薩地区衛生管理組合が行っておりますけれども、入札を行って一番条件のいい業者に売却している形になっております。

○9番（禰占通男） 選別はどうなっているんですか、資源の品目ごとの選別というのは。

○市民生活課参事（立石秀和） それぞれの品目ごとに売却を行っております。例えば段ボールであったり、新聞紙、雑誌、その他紙類、紙パック、鉄類、アルミ類、瓶、ペットボトル、空き瓶、そういった形で、それぞれの品目ごとに売却を行っているところです。

○9番（禰占通男） その金属というのはどのような扱いで選別をやっているんですかね。

○市民生活課参事（立石秀和） 金属は、粗大ごみとして持ち込まれた粗大ごみで鉄がついている部分は、解体作業を行って、鉄の分を取り外して、売却する形になっております。

○9番（禰占通男） 今世界で戦争があると金と金属が値上がりしますよね。本当に金はもう相当な値上がりをしています。それで議員になってからずっと言っていたんだけど、やはりこのリサイクルっていうのは人手をかけてもいいと思うんですよ。500万円あればちゃんとした施設を造って5人でも10人でも、パートでもアルバイトでもいいから雇ってその費用に充てるってことも私は考えていいと思うんだけど、今度、中継基地ができて新しい施設を造ります。そういった点についての計画はどうなっているんですかね。

○市民生活課参事（立石秀和） 資源ごみの処理については各構成市単独で行っていくことになっておりますので枕崎市が9月以降単独で行っていくことになります。

管理運営委託の中で当然資源ごみの処理というところも、委託の業務内容に入っていきますので、その部分で資源ごみの解体作業等も含まれていくと考えております。少しでも売却益を得られるように解体等も、市としては初めての業務になっていきますので、少しでも多くの利益が得られるような形で運営を考えていきたいと思っていますところです。

○9番（禰占通男） リサイクル部分の小さい建物が出来上がって10年ぐらいになりますよね。あの頃昔から知っている方があそこにおられましたので、いろいろ話を昔はよく聞きました。それで、ここの環境が悪いので、仕事に来ただけでも1日も続かなくて帰らせていただきますと。ですから私は前々から言っているように、冷暖房なり空調設備が整った建物を造るべきだと思いますよ。誰でも働く意欲があればそういう施設で。そして経費はこういうのを落とせばいいわけでしょう。そして、選別すればするほど価格が上がりますよね。

そして、ペットボトルも引取り業者から話を教えてくれました。今はどうか分かりませんが、以前はペットボトルの圧縮されたブロックみたいなやつをつくらせてリサイクル業者が入札で引き取りますよ。それでうちの分は品質が悪いんだ、ほかの市町村とすると混ざりものがあって値段が悪いと。実際、手袋や雨靴いろんなものが入っていましたので。その純度やそこら辺を上げるべきだと思います。選別しているところにそれが混入すること自体がおかしいですよ。そして混入するのは、もう選別するところで入っていくわけですから、やはりノルマというか、業務意識、やっぱりそこら辺は高めるべきかなと。もう今回新しくなるわけですから、やはり、その点はしっかりと取り組んで、利益や働いている方々に最適な環境として還元できるように要望しておきます。

○委員長（眞茅弘美） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で歳入の審査を保留いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時16分 休憩

午後2時24分 再開

〔総括〕

○委員長（眞茅弘美） 再開いたします。

次に、一般会計全般の総括に入ります。

○税務課長（鮫島眞一） 先ほど6番委員から、過去5年間の市税の推移について御質疑があり、回答を保留していた部分についてお答えいたします。

課税額ベースにおきまして、まず平成30年度22億1,900万円。令和元年度22億6,200万円。令和2年度22億0,900万円。令和3年度21億6,900万円。令和4年度21億7,300万円となっております。

○委員長（眞茅弘美） それでは審査をお願いします。

○給食センター所長（高山京彦） 午前中6番委員からお尋ねのありました、給食費の完全無償化についてですが、令和5年5月の時点では、南さつま市、南九州市、西之表市が取り組んでおります。

垂水市が令和5年9月から令和6年3月実施しまして、令和6年度も現在予算審議中、いちき串木野市は令和6年の1月、2月、3月まで含めて実施ですが、令和6年度分は、予算審議中となります。

令和6年度の実施予定は、鹿屋市、曾於市、志布志市が実施計画をしております。

私の発言で鹿児島市の発言もあったと思いますが、鹿児島市が令和5年9月から11月の3か月間ですが、無償化に取り組んでいるところでございます。

○6番（立石幸徳） 南さつま市なんか、とっくに5年度ぐらいからしているわけですから、現在あるいは令和6年度でもいいですよ、とにかく県内で給食費無償化をやる、あるいはやる予定

の市が19市中何市あるのか。

逆に言うと、しないところが何市あるかと。これでいいんですけどね。奄美市も令和6年度からやるようになっていくんじゃないですか。

○給食センター所長（高山京彦） 令和6年度実施をしないところは11市です。

奄美市については、米飯と牛乳については公費負担となっております、ほかについては、保護者負担が生じているということで検討中となっております。

○6番（立石幸徳） 私の認識と違うんですね。

南さつま市なんかもう早くからやっているわけですから、今度の最終本会議でもいいですよ。6年度の実施も含めて、県内の19市中何市が学校給食無償化をするのか、逆に言うと、しないところは何市かと。

私はもうしないところは少数派になっていると見るものですからね。

○給食センター所長（高山京彦） 給食費の完全無償化ということでのお尋ねで答弁していますが、実施する自治体としては、まだ検討中もありますが、8市が取り組むということです。令和6年度実施しない予定は11市となります。

○6番（立石幸徳） 市町村名を書いて最終本会議に出してもらえば助かりますよ。

○委員長（眞茅弘美） 6番委員、資料としてでしょうか。

○6番（立石幸徳） 今説明がなかなか要を得ませんので、きちっとした形で、この委員会審査の報告と併せて出してもらえればいいんじゃないですか。

○給食センター所長（高山京彦） もう一度言いますが、実施済みが南さつま市、南九州市、西之表市、垂水市、いちき串木野市です。

令和6年度から実施予定というところが鹿屋市、曾於市、志布志市です。

令和6年度に実施の予定がないところが本市を含めまして11市になりますが、ほかに指宿市、鹿児島市、日置市、阿久根市、出水市、薩摩川内市、霧島市、伊佐市、始良市、奄美市になります。

○6番（立石幸徳） 今の説明で私は間違っている部分があると思いますよ。

奄美市それから鹿児島市ですか、その辺も精査して、正確なあれで、ただ口頭じゃなくてちゃんと出してもらえると助かります。奄美市は新聞報道があったじゃないですか、予算の。

○給食センター所長（高山京彦） 奄美市には聞き取りをしまして、先ほど答弁しましたが、米飯と牛乳は公費負担で、そのほかについては、保護者負担が生じるということですので、これは一部無償化になりますので、完全無償化ではないということです。

○10番（平田るり子） 9ページ、62の生活保護費ですが、陳情で上がっているの一点だけ聞きたいんですが、外国人の労働者の場合は、扶養家族がたくさんいるということで、この扶養家族が外国で働いているか働いてないかは、国の見解としては、これは調べられないというお答えがありました。生活保護費に関して、同じような問題はありますでしょうか。

○福祉課長（福永賢一） 生活保護法において、扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるものと定められております。

ただ、この意味するところは、保護を受けるために扶養が優先ということではなく、保護費の支給、最低生活費の維持のために、そういった被保護者の収入として、扶養義務者の扶養の額等を算定するという意味でございます。

生活保護法においては、扶養照会が行われるわけですが、これについては基本的に直接の照会は、扶養義務の履行が期待できないと判断されるものには、取り行わないことになっております。

手順としては、本人の申告に基づきまして、必要に応じて、戸籍謄本等によって、扶養義務者の確認を行っており、そして関係性であるとか、そういった聞き取りをしながら、先ほど申しました、扶養義務の履行が期待できるものについて照会を行っております。

外国人の方の世帯が保護の相談に来た場合も、保護法に準じて取り扱うこととなりますので、同じような事務の手続をしますが、まず本人に聞き取りをするわけですが、国外にそういった扶養義務者がいらっしゃるという部分においては、先ほど10番委員がおっしゃいましたように、戸籍も確認することもできませんし、また言葉の問題、そういった部分で事務を取り扱うのに難しい問題があるのかなというのは感じております。

○10番（平田るり子） 生活保護の条件が、日本人の方と外国人の方は違うと、これもよく分かることですが、この生活保護費は、やはり予算の中でかなり大きな金額を占めておりますので、今回やはり私も勉強不足で、生活保護費は日本人の方を助けるための生活保護費なので大切なことなんですが、これいろいろ調べたら、私が知っていることと違い、認められているもの、家は持ってもいい、その代わりこの算定基準も違ってくる、都道府県でも違うということが、もう今まで思っていたよりも複雑だなというのを感じました。これは金額も大きいので、難しいことだとは思いますが、今からきちんと勉強します。

○9番（禰占通男） 昨日、おとといに火之神地区の開発について、地質調査なりは必要ないのかということについて、お伺いしますけど、そのときも、私も廃棄物を想定していました。

土壤汚染対策法ができたのが、平成十四、十五、十六そこら辺でいろいろ改正なりされてきております。それで土地に残されている分、そして土壤汚染対策法に基づく水質汚濁防止法上の特定施設があそこの養豚場ということ、それがまたこの土壤汚染の調査の必要性に絡んできております。

そしてまた水質汚濁防止法第4条によるとですよ、3,000平米以上はもう非常にあそこの開発に関わる取得に関わるということで、もらった資料でも、もうそれに該当してくる。

そういった場合、本当にこのまま工事を続けていいのか、5年度の1億5,000万円、それはもう執行してありませんけど、今年度の1億5,000万円、これは一時停止して、改めてこの手続等を精査する必要があるのではないかと考えておりますが、その点について当局はどのように考えていらっしゃいますかね。

○市民生活課長（松田勇一） その施設については、特定事業者と把握しているところですが、実際に事業を行っておりませんでしたので、土壤調査の部分では、環境では調査していないところでありまして、またそこに廃棄物がということについては、その部分については環境では承知していないところでございます。

○9番（禰占通男） 特定施設があった部分について、工事なりして、50センチ以上の手を加えるということは、もうこれ全部引っかけますよ。

特定施設というのはどの法律によって特定施設と、今課長がそう思ったんですか。

○委員長（眞茅弘美） 答弁の整理ができないのであれば……。

暫時休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後2時46分 再開

○委員長（眞茅弘美） 再開いたします。

○市民生活課長（松田勇一） 土壤調査の部分ですが、適用が土壤汚染対策法になろうかと思えます。その中で、薬品を取り扱うという部分で県が特定事業所という形で指定をしていることになります。

そこには、火之神地区にありました事業所は、該当はしないところであります。

先ほどは環境を守る条例の中の畜産業という形での特定施設ということで、説明をしたところでございます。

○9番（禰占通男） 土壤汚染対策法によりますと、水質汚濁防止法上の特定施設を廃止する場合となっております。

そして水質汚濁防止法第3条による別表第1は畜産業またはサービス業の用に供する施設であって、そこで畜産業が入っているんですよ。

土壤改良等でいろいろ工事をする平米数がオーバーする部分は対象になりますよ、地質の調査義務が生じますよということです。これもまた、県に許可を出さなきゃいけないですよ。

そしてまた一つですよ、養豚場を廃止する場合もあなた方は詳しいじゃないですか、廃止しますよという廃止届を出さないといけないでしょう。

ここは養豚場をするときに許可を出していないとは思っているけど、廃止するときは許可を出さないといけないじゃないですか、そして今、本市は、税の滞納があったから手に入れたわけでしょう。手に入れたなら、工事をする前に廃止届を出すのが当たり前じゃないですか。順番どおりいったら、違うんですか。

○6番（立石幸徳） 総括で火之神の件をもう少し、いろいろ整理してほしいということ言っていたんですが、補正のときの私の資料要求ですね。

4項目の資料要求でしたが、1項目資料が出ていないんですよ。

その資料が出ていないのは、今度、民間資金を活用する導入可能性調査の何を調査するんだと、調査項目を資料要求していたんですよ。予算の明細は出たんですが調査項目が出ていない。

資料を出してもらえないから、私は自分で調べる以外にないですよ。

この関係の図書を調べたら、今問題になっている部分が調査をしなければならない項目になっているんですよ。導入可能性調査では全部で11項目ありますけど、この間の補正でも言った導入効果の定量的・定性的評価、こういうのはもう言いましたからやめます。

上からいくと事業の目的、必要性及び現状、事業内容、3番目、法制度上の規制等の整理、いろいろ今後の開発といいましょうか、取り組む関係の部分の法律制度の規制を整理すると。このことも調査項目になっているわけですよ。

だから当然、今養豚場の跡地を活用するに当たっては、いろんな環境上の問題、土壌の問題に引っかかってきますよ。委託業者に今出ている課題、問題は委託業者で整理してくれるんですか。

○企画調整課参事（田代勝義） 今委員がおっしゃられたのは、実際にPFIを導入する際に必要なものなのか、導入可能性調査をするときに必要な項目ということですよ。よろしいんでしょうかね。

（「そうですね、後のほう」と言う者あり）申し訳ありませんが、その辺のところの調査が必要かどうかというのは、課で把握しておりませんでしたので、またそういう調査が必要かどうか、また関係事業者等に聞くなりして、必要な場合には今度の調査に含めていきたいと考えております。

○6番（立石幸徳） 必要な場合というより、今委員から聞かれて、答弁ができないわけでしょう。つまり、火之神地区、火之神地区と言っていますけど、養豚場跡地というのは、もう知れわたっているわけですよ。

今度新しくどういうものが導入されるか分かりませんが、いずれにしても、ここは養豚場の跡地だったんだということは、当然参入してくる民間事業者あるいは市民も、みんな養豚場の跡地だったということはもう知れわたっているわけですよ。その部分をきちんと、今出ているのは法制度上の規制等の整理ですよ。ほかにもあるんですよ、7項目。もう全部言っとったって大変ですからね。具体的に出ている課題は、今言ったその養豚場跡地を市が購入しましたと、すんなりそれを活用できるのかどうか。いろんな法律上、法制度上の問題も解決されているのかということじゃないですか。

○委員長（眞茅弘美） 暫時休憩いたします。

午後2時55分 休憩

午後3時1分 再開

○委員長（眞茅弘美） 再開いたします。

○市民生活課長（松田勇一） 土壤汚染法の中でいわれる3条のところですけども、そこについては、有害物質を使用する特定施設というところで3条があります。

その中の法律の中の第5条のところで、土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると県知事が認めるときに、そういう調査実施の命令ができるということになっていますので、現在、健康被害が生ずるおそれがあるっていう部分と、それとあとの有害物質の使用という部分で、火之神の施設が使用していたというところを把握をしていませんので、これについてはしっかりと、県とも経緯を調べながら必要な対応を取ってまいりたいと思います。

○9番（禰占通男） 水質汚濁防止法の特定施設というのはどうなるの。別表というか。

○市民生活課長（松田勇一） 水質汚濁防止法ですので、排水に関わる部分の特定施設だということで、施設から排水をする部分の施設ということでの特定施設だと考えているところです。

○9番（禰占通男） 解釈はそうじゃないですよ。特定施設に農業が含まれている。農場を開発する場合は、地質調査をするべしってなっていますよ。私はそこを言っているんですよ。それで、調査して異常なければゴーでいいじゃないですか。そして、民間活力を使うどうのこうのの前にそうしないと、莫大なお金がかかりますよって、私はそこを言っているんですよ。

○市民生活課長（松田勇一） 今、9番委員が言われましたところも含めまして、今後、県と協議をして必要な対策を取ってまいるということになります。

○財政課長（笹原正二） 令和6年度に予定しております解体事業については、この解体事業の第1の目的といいますのが、火之神地区一帯の環境、景観保全としております。

現在、廃墟となっております養豚場の建物を除去することで、危険防止、景観の確保を目的とした事業でございますので、まず、この事業については、令和6年度の当初予算が認められましたら、粛々と実施していくと。その中で、今、市民生活課長が申し上げました県との協議等を確認しながら、必要な対策は取っていく形になろうかと思っております。

いずれにせよ、解体をし土壌をあらわにした上での調査になろうかと、必要となれば、そういったものも必要になろうかと思っておりますので、そういった解体等については進めていくという形になろうかと思っております。

○9番（禰占通男） そしたらですよ、解体したら、取りあえずはもうずっと今、建物が建っている地表のG Lをずっと保ってやっているわけでしょう。そしたら掘り起こしたら掘り起こしたまま埋め戻さないで残しておけば調整しやすいじゃないですか、簡単に言ったら。埋め戻したらまたそこをほじくらないといけないですよ。

あと建設課長には言いましたけど、今残っている部分に対してですよ、へい獣、死骸ですよ、埋めるところもあったと。だから私は最初そう言ったんですよ。

○財政課長（笹原正二） 解体事業を進める中で、基礎など除去する際にもある程度深く掘ってまいります。

令和5年度事業の中でも、建物がある場所ではないところに、やはり構造物が地中にあったということがございます。そういったところも深く掘る中でそういったものも発見しながら、除去していくといった作業も行っております。

令和6年度についても、建物の解体を進めますけれども、建物以外の部分でも、埋設物等がある可能性がある場所については深く掘削をしながら、確認をしながら、解体事業を進めていくという対応は取りたいと考えております。

○6番（立石幸徳） 私も要望をしておきますけどね。いずれにしても、そういう、ただ感覚的な話で済むことじゃなくて、現地とどういう法律が関わりがあるのか、さっき言ったその環境、本市のこれは環境を守る条例でも指定施設になっていたわけですからね。

今、養豚の操業をしてないから外れた、その事実も確認もしてないわけだから。要するに、法律、条例等でどういった法律が現地と関わりを持っていたのか、そして今度新しい取組をする際

に、その法律そのものをちゃんとクリアできるのか。補正で990万円ですか、導入可能性調査ではやるもんだと私は考えていたけど、資料が出ていないから、個人的に調査をする以外になかったんですけども。

企画調整課参事で、この調査結果は議会にはちゃんと結果報告書は出しますということで明言しましたのでね、法規制をどういう法律が関わりがあって、たくさんあると思いますよ、それを今度新しい取組をするに当たってちゃんと法律がクリアできるのかどうなのか、そういうものも一緒に示していただければ助かります。

○企画調整課参事（田代勝義） 今度の委託事業者を公募する際に仕様書というものが必要になりますが、この仕様書の検討を金曜日、補正予算の予算特別委員会中に、係の者が事業者等とどのような形で整理していいかということで話し合いを行っていました。

私が検討内容を見ていませんでしたので先ほど知らないと申しましたが、仕様書に導入可能性調査の前提条件の整理ということで、6番委員からありましたとおり、本事業を実施するに当たり、関連計画、関連法令、周辺状況、制約条件等の各種状況把握と条件等の整理を行い、今後の調査、検討のための基礎資料としてまとめるというのを仕様書の中に盛り込んでいく予定となっておりますので、法令や周辺状況については、今度の委託事業の中で整理されるものと考えています。

○6番（立石幸徳） 参事、言葉はきついですけど、怠慢じゃないんですかね。そんな予算を出す前に関係のものを見ていなかったと、今頃、もう補正予算が成立しましたからね。こういうことでございましたと言う話じゃないですよ。

もう少しその11項目の調査項目の中で、例えば公的支援制度、つまり補助金とか交付税措置、税制優遇、こういったものも当然伴ってくるわけですよ、今後。実態がどうかちゅうより、法律違反を犯してこんな公的支援制度なんかもらえませんか。だから手続的に、今参事が言ったように、その仕様書の中にあるのは当然ですよ。そういうものをどんどんクリアして、最終的には我が市が有利な補助金、あるいは税制優遇、そういうものを勝ち取っていくと。それがどうなるかっていう調査を、今後するわけでしょうからね。その辺の報告書を、何度も言うように、ちゃんと出来上がったなら議会にも出していただきたいと思います。

○9番（禰占通男） この県にですよ、土壤汚染対策法を所管する部署があるとなっているんですけど、そこら辺をちゃんと調べてですよ、そこら辺にも意見をお伺いしたほうがいいんじゃないですか。後でどうのこうのって言ったら、本当に今1億5,000万円、1億5,000万円、約3億円、これが3倍、4倍かかりますよ。ボーリング調査なんて知れているじゃないですか、1か所掘るのに。もう本当にお願いしときますよ。

○市民生活課長（松田勇一） 9番委員からありました意見については、県に確認を行いながら、必要があれば対策を取っていくということになろうかと思います。

○6番（立石幸徳） 9番委員は後でと言いましたけどね。これはもう取り組む前に、いろんな事態を想定して、事業者、民間事業者かどうなるか分かりませんが、事業者と枕崎市で、リスク分析ということで、そういう問題が発生して負担が発生したら、どっちが負担は払うんだというそこまでちゃんと決めてかからんといかんわけですよ。起きてから、どっちが負担をしましょうかとそんな話じゃないですよ。そこまでちゃんと整った中でスタートする事業ですからね。

それは法律なんか、もうイの一番にきちんと整理しとかんといかんわけですよ。

○議長（永野慶一郎） 総括ですので、今までの委員会では出なかったところを2点ほどお聞かせください。子供たちに関わる件なので、すみません。

あらましの14ページ、土木費4の交通安全対策特別交付金事業、これはスクールゾーンの整備事業でよろしかったですか、ゾーン30の件ですか。

○建設課長（松田誠） 道路橋りょう維持費の交通安全対策特別交付金事業については、昭

和43年に道路交通法改正によりまして創設されました交通反則制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が一般財源で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付されるものでありまして、交通安全対策工事の事業内容としましては、転落防止柵100メートル、ガードレール150メートル、道路反射鏡7基、区画線3,000メートルを予定しています。

施工箇所におきましては、年度当初に行われます子供の移動経路、通学路等の安全推進会議がございしますが、そこにおきまして、小中学校、幼稚園、保育園からの関係者の要望箇所を調査しまして、警察署などの関係機関と協議の上、決定することとなる事業でございます。

○議長（永野慶一郎） 最近またよく目にするのが、子供たちの列に車が突っ込んでいって、子供が被害に遭う事故が多いようでございます。

今、市もスクールゾーンのゾーン30ですか、整備を進めていっていると思うんですが、危険箇所、そういったのをしっかりと把握していただいて、早急に工事が進んでいくように取り組んでいただきたいと思います。

○建設課長（松田誠） 今、番外委員からもありましたように、道路改良工事等で、随時工事を進めております。

今、特に地区内連携としまして、令和6年度は、立神小学校周辺をゾーン30プラスの規制区間としまして定めまして、その範囲を生活道路対策エリアとしての国土交通省へ登録しまして、歩車道の改良工事、歩道の新設工事のほか、**ハンプ**などの物理的装置を用いた交通安全対策を推進していきたいと思っております。

○議長（永野慶一郎） よろしくをお願いします。

それからもう一点、あらましの17ページ、教育費23の特別支援教育支援員事業ですが、今年度予算が昨年度より1,500万円ほど増になっておりますが、これ支援員が増えるということでしょうか、教えてください。

○学校教育課長（森健一郎） 昨年度より4名の増員を考えております。

○議長（永野慶一郎） それぞれ小学校、中学校何名ずつかお分かりでしょうか。

○学校教育課長（森健一郎） 小学校が20人、中学校が9人となっております。

○議長（永野慶一郎） 昨年とすると4名増えるんですかね。

これ支援員の方も確保できているっていうことでよろしいでしょうか。決まっていますか。

○学校教育課長（森健一郎） 現在、募集を行っているところです。

○議長（永野慶一郎） 3月9日、南日本新聞のネット記事が配信されていたんですけど、臨時教員が不足しているということで、県教委が何か記者会見をされていたようでございます。

教員不足っていうのが言われているみたいですが、本市で4人、昨年とすると支援員が増員ということみたいなんです、気になって、4名の方が決まっているのかなと思ってお聞きしたところなんです、これ県教委が頑張っていただいて、臨時教員を増やしていかないといけないんですけども、本市においても、やはりそうは言っても臨時教員とか、そういった教員を充足させるために努力をしていかないといけないと思うんですが、その点についても教育長はどうお考えか、最後にお聞きしておきます。

○教育長（木之下浩一） いわゆる期限付講師となりますけれども、これは県費負担教職員が入りまして、南薩教育事務所管内にある枕崎市教委ですけども、枕崎については、来年度の人事異動発表がもうすぐあると思うんですけども、そこにおいては欠員が生じないようにということで、事務所と協力をして人探しをしているところです。

昨年度は、本市においては教職員の欠員はありませんでした。それから、特別支援教育支援員は市費の特別支援教育支援員で、市からいただいて導入しているんですけども、県費負担教職員の期限付講師と少し混同されやすいので、あえて申し上げておきますけれども。

○4番（上迫正幸） あらまし10ページ、29のヤスデ対策に対する衛生害虫薬剤補助ですが、今年度と比べて、来年度は半額予算になっていますが、これは単に今年は害虫の発生が少なく、薬剤が出なかったという理由でしょうか。

○市民生活課参事（立石秀和） ヤスデに対する補助金ですが、発生件数が多かった令和元年度が410件、令和2年度が443件、令和3年度が291件、令和4年度が45件、令和5年度の2月末現在が77件のヤスデの薬剤の購入の申請があるところです。

現在多かったときと比べまして、落ちついている状態ですので、その関係で予算を減額しているところです。

○4番（上迫正幸） 少なくなったということですが、いなくなったということではないので、自然界のことで分かりませんが、これが増加して、薬剤の補助代が足りなくなった場合は、どういう対策をされるんですか。

○市民生活課参事（立石秀和） ヤスデが大量発生し予算が足りなくなった場合は、補正予算をお願いして対応していきたいと考えています。

○6番（立石幸徳） 私はふるさと納税の件で保留をしていましたので、まず皮肉みたいに言う方は、ふるさと納税は自治体が競争する通信販売だという物の言い方をする人もいるんですけど、私はやっぱり地場産品をいろんな方に知ってもらおうということで、すばらしい制度だと思うんですよ。

先ほどの課長の説明から整理しますが、返礼品について、県を通じて総務省の許可を取らないといけなくなったという説明でしたよね。

これはいつからそんなことになってきているんですか。そして、大体許可をするに当たって、どういうものをチェックして、これは駄目だとか、これはオーケーとそうになっていくんですかね。

○企画調整課長（日渡輝明） 昨年、総務省基準の告示の改正がありまして、改正部分については10月1日から施行されているところでございます。

現在の総務大臣の指定ということで、指定対象期間としては令和5年10月1日から令和6年9月30日までとなっているところでございます。

この指定申請を受ける際に、返礼品等についてはあらかじめ申請を行っているところでございますが、10月1日以降に新たに返礼品として登録するもの、そのものについては、総務省の許可が必要であるということで、10月以降の新たな返礼品について申請許可が必要になっているところでございます。

返礼品の内容等について、地場産品基準を満たす必要がございますので、返礼品の内容量、附帯品の関連性、地場産品が何割以上を占めるかということも含めまして申請を行っているところでございます。

これまで返礼品として許可を受けていたものについても、新たな指定期間の許可を受ける申請段階、昨年7月から9月にかけて申請を行っておりますが、そのときに登録していた全ての返礼品について許可を受けているところでございます。

○6番（立石幸徳） 返礼品は、全ての返礼品についてそういうチェックっていうか、申請がなされるんですか。本市は、返礼品を何品持っているんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 基本的に返礼品については、全て許可が必要となっております。本市が提供している返礼品について、午前中に12番委員からの質問の中で800品目程度ということで申し上げたところですが、それ以降確認をしたところ、現在1,200品目まで返礼品が増えているということでございました。

○6番（立石幸徳） そうしますと、その1,200品目のその現物を県なり、総務省に全部送るんですか。それとも写真っていうか画像を差し出してチェックを受けるんですか。その辺のやり方はどうなっているんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 返礼品の申請については、データベースと申しますか、文書で提出するような形になっておりまして、特段そこに写真等の添付は行っていないところでございます。

○6番（立石幸徳） そうすると、これまで本市では要するにアウトになったというか、これ駄目だって言われたそういうものはあるんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） これまで返礼品について指摘を受けた事実はありません。

ただ、今回の総務省基準の改正によりまして、新たな地場産品基準が設けられましたので、その中で認められないと判断されるものについては、あらかじめ取り下げた上で申請手続を行っております。

○6番（立石幸徳） もう少し細かく聞きたいんですが、地場産品の基準ということですが、それは事前に企画調整課でチェックして下げているの。これは地場産品から外れるよというのほどがやっているんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） まず、事業者から、返礼品についての情報の提供をいただきまして、企画調整課で内容を審査した上で、手続等を行っているところでございます。

○6番（立石幸徳） 細かいことを教えてもらいましたが、いずれにしても、私は枕崎市のふるさと納税、非常にいい勢いで3年ぐらい前までそれ行けどんどんみたいな感じで来ていて、はっきり言って失速っていいでしょうか、これは何も返礼品が問題じゃなくて、いわゆる関係する方々の内部トラブルみたいなもんですよね。

しかし、それが私はまだ後遺症になっていると思っているんですよ。もう少しその辺をオープンにというか、せつかく事業者の皆さん、それから市も交わって協議会もできて、抽象的な表現で申し訳ないけど、もう少し明るい感じで取り組んでいただきたいなと思っているんだけど、そういう雰囲気はできつつあるんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 今、6番委員がおっしゃいましたように、市一体となって、ふるさと納税について取組を進めていくことが重要だと思っており、その関係の取組についても、今回新たな体制になっていくわけですので、返礼品協力事業者連絡協議会、またその事業者等と連携した形で、また改めて地域の活性化につながるような施策に取り組んでいきたいと思っているところでございます。

先週7日と8日に中間管理事業者による返礼品の写真撮影会も開催されました。その中で、多くの返礼品事業者と中間管理事業者、市、情報交換も行われたところでございます。

撮影会については、商品の撮影に専門的な知識、技術を持った方による本格的な撮影会でありまして、その出来栄に多くの返礼品事業者からも高い評価をいただいたところでございます。

また、これから、中間管理事業者の持つ返礼品の見せ方や組合せなど、ノウハウが共有できまして、連携が図られたところでございます。

そのような取組も充実させながら、今後また市の活性化につながるよう、返礼品協力事業者とも連携をしながら取組を進めていきたいと考えております。

○6番（立石幸徳） ただ言葉だけで頑張りますとか、これから取り組むんですとかいう話じゃないと思うんですね。

要は、私は以前一般質問でも言いましたので、言わせてほしいんですけど、他市でふるさと納税はもう本当にみんな和気あいあいと楽しみながら地域貢献をするってということで、まず、広報紙あたりに、ふるさと納税で頑張っている事業者はどんどん掲載していますよ。ふるさと納税で頑張っている何々社、地元の何を作っているとか、本市は広報紙に返礼事業者が掲載されたことはありますか。私が間違っと思ったら教えてください。

どんどんそういう返礼事業者をいろんな形で盛り上げていって、明るく、そして楽しくっていう形でイメージを変えてもらわないと、今までおかしい面が新聞記事になったり、テレビで枕崎

市のふるさと納税ではトラブルがありますよという何かおかしなテレビ番組も出たりですよ。

そういうのはもう一遍に払拭していただきたいと思います。以上です。

○9番（禰占通男） ふるさと納税についてですよ、額は上がったほうがいいですよ。

だけど、私は最初から思っているのは、雇用ですよ。ふるさと納税を雇用にどうしてつなげていけるのかって、人口減の中で。そしてうちは、もう最初から委託、最初は職員の方々に一生懸命やってもらってましたよね。そして、先ほどもあったように、内部でごたごたが起きてしまった。それで、お隣の南さつま市では観光協会も関わっていますよ。ふるさと納税返戻委託ということですよ。

そして、日置市の委託業者である会社は、会社紹介が出ていますよ。うちの入札にも参加してくれて、上位を取りました。あそこが会社を興したときは4人で発足したと会社状況に載っていて、去年で120名ぐらいに増やすと。それで、鹿児島市でも活躍しております。

やはりそういったふるさと納税の益金を利用して、雇用にも結び付けていかないと、本市は結局働く場がない。結局限られている。そういった中で、若い人が就くような仕事、それをつなげていってほしい。

その益金をいろんな事業に充てるのはいいと思います。だけど、足りないから充てるんじゃないで、益金を雇用につなげていくのも一手じゃないですか。もう前が真っ暗ですよ、枕崎市は。どうなんですか、今年度ももうすぐ始まるけど。

そういったふうに益金も基金もですよ、新しく猫基金、あんなのをつくろうとしているんだけど、やはりふるさと納税の益金で若い人を雇用するっていうのは必要じゃないですか、どうなんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 今後のふるさと納税の展開をどのようにしていくのか、これについてはより成果を求められることであろうと思っております。

特にふるさと納税の充実を図っていくことで、まちづくり財源の確保、また本市特産品の販売促進による効果も期待されます。

本市特産品のブランド化や、新たな特産品の発掘によりまして、本市の魅力がより一層発信されていく、そのような相乗効果もあって、地域の活性化につながっていくこともありますし、返礼品協力事業者や市民への好影響として還元されることになろうかと思っております。

そのようななかで、先ほど来申し上げておりますように、新たな体制の中で取組を充実させていく考えでございますので、議員の皆様方についても、ぜひこのふるさと納税については、御協力、多くの方に発信をしていただければと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○12番（吉嶺周作） 説明資料の45ページに防犯カメラ保守点検とあるんですが、市内に7か所あるんですけれど、これは24時間対応になっているんですかね。それと、録画記録は何日保存されているんですか。

○総務課参事（平田寿一） カメラは24時間対応になっております。そして、データはたしか約1か月分の容量は確保されていたと思います。

○12番（吉嶺周作） これまでの実績というか、例えば警察との連携といいますか、そういった効果はどういったものがあるんですかね。

○総務課参事（平田寿一） このデータについては、個人情報でありますので、警察とも覚書を交わして、そのデータのやり取りをして、また捜査等に必要ときには、私たち職員もそこに立ち会って、そして対応しておりますが、令和2年が、そういう捜査の関係で6件、あと令和3年、令和4年も6件です。今年度については3件といった実績になっております。

○12番（吉嶺周作） 私は前から増設をお願いしていて、枕崎校区に4か所、別府地区に1か所、桜山地区に1か所、立神地区に1か所なんですけど、この7か所中、幹線道路が6か所、あとの1か所は駅前なんですけれども、やはり子供たちでしたり、そういった方々も公共施設だっ

たり主要な公園とかでも遊んだりしているわけですから、そういった場所にも設置を今後増やしてってもらいたいんですけど、そういう計画はあるんですか。

○総務課参事（平田寿一） 今のところ計画はございませんが、警察とも、現在の市内の犯罪とか、交通違反とか、そういった部分も考えながら、設置箇所については、また検討していきたい、研究していきたいと考えています。

○12番（吉嶺周作） この7か所分は、たしか枕崎の会から寄附をいただいたものだと思うんですけど、その後も防犯カメラの寄附を頂いているんじゃないんですか。

○総務課参事（平田寿一） ライオンズクラブから4か所分頂いておりまして、今、業者に設置を依頼しているところで、今月中にはつく予定になっております。

○12番（吉嶺周作） その4か所はどの辺りになるんですか、また幹線道路なんですか。

○総務課参事（平田寿一） 4か所とも幹線道路になっております。

以前の議会の中でも答弁したんですけども、設置箇所については警察と協議をして、市内あるいは市外で犯罪が起きた場合、枕崎から出る、あるいは枕崎に入ってくる、そういった可能性の高いところに設置をするということになっております。

○委員長（眞茅弘美） ほかにありませんか。——私からあらまし8ページ、28の老人福祉センター管理費で、アコーディオンカーテン改修ほかとなっておりますが、こちらの内容をお願いします。

○健康課長（西村祐一） 老人福祉センター管理費内の改修の内容については、事務所の壁の部分のクロス張り替えと、大会議室の和室の中央部にあるアコーディオンカーテンの改修、それと老人福祉センターの上の建物のリハビリ室の床張り替えとなっております。

○委員長（眞茅弘美） 分かりました。

一般質問でもお願いしまして、今、課長が言われた部分、大変ひどい状態だったんですけども、健康センターの入り口の床のじゅうたん部分とかはまだそのままでしょうか。

○健康課長（西村祐一） 入り口部分の床の張り替えについては、今後検討を行いまして、トイレ改修の際に一緒に改修を行う考えでございます。

○委員長（眞茅弘美） これ大体いつぐらいまでかかる予定でしょうか、この改修、大まかに3か所ですかね。

○健康課長（西村祐一） 予定では、令和6年5月から7月31日までの期間に工事期間を設けております。

○委員長（眞茅弘美） 分かりました。

あともう一点なんですけども、あらましの10ページ、予算書の83ページ、地域猫活動推進事業についてなんですけども、この予算書の地域猫活動推進事業15万円と、下の150万円の部分のそれぞれ内容をお願いします。

○市民生活課参事（立石秀和） まず、国県を伴うものの150万円については、県の補助金を活用して行う、不妊去勢手術に関する経費の分で150万円を計上してあります。

その上の15万円の分については、飼養管理費の部分が県の補助対象になりませんので、国県を伴わないものということで、飼養管理部分で15万円計上してあるところです。

○委員長（眞茅弘美） 事業内容はこれまでと同じでしょうか。

○市民生活課参事（立石秀和） 事業内容については、現在、不妊去勢手術にかかる費用の一部助成ということで、雄猫の手術に上限5,000円、雌猫の手術に1万円を助成しているところです。

今回3月議会で地域猫活動推進事業推進基金の制定についてお願いしているところですけども、地域猫活動事業の推進の充実のために活用してほしいということで、寄附を頂きました。2件の寄附を頂いております。

その寄附を、新たな基金をつくりまして積立てを行って、地域猫活動推進事業に活用していき

たいと考えまして、令和6年度から基金を活用しまして、手術経費に対する補助を雄猫が5,000円のところを1,000円増額しまして6,000円、雌猫の手術が1万円となっているところを2,000円増額して1万2,000円の補助を行っていきたいと考えているところです。

○委員長（眞茅弘美）団体の方々がそういう活動してくださっていますけども、その個人負担額は幾らぐらいになりますか。

○市民生活課参事（立石秀和）市内の動物病院で地域猫ということで不妊去勢手術をする場合の費用についてなんですけれども、雄猫が7,700円、このうち、令和6年度以降は6,000円になりますので、自己負担分が1,700円、雌猫については手術代が1万5,400円で、1万2,000円の補助がありますので、3,400円が手術代の自己負担になります。

不妊去勢手術にかかる費用については、手術代だけではなく、ノミ・ダニの薬であったり、抗生剤の注射の費用とかがかかってきますので、こちらの金額が大体3,600円程度かかるようです。

手術代に合わせてこれらの費用がかかりますので、雌猫だった場合は6,000円程度自己負担が発生するとなっております。

○委員長（眞茅弘美）分かりました。

地域猫団体の方々が自己負担もしながら活動してくださっておりますので、この事業の充実を今後もよろしくお願いいたします。

○11番（橋口洋一）あらまし6ページ、29の電算費について、こちら当初予算よりも1億2,000万ほど増えているんですけれども、この内容について伺います。

○企画調整課長（日渡輝明）電算組織管理運営費の中で、今回、予算額として1億7,109万5,000円をお願いしております、前年度と比較して8,917万3,000円の増額となっております。

この増額の主な理由としましては、自治体情報システムの標準化、共通化に係る経費でございまして、経費として8,972万5,000円を計上しているところでございます。

○11番（橋口洋一）昨今、自治体のDXっていうところが叫ばれているところなんですけれども、先般も、長島町の書かない窓口を視察に行きたいという話を内々でしていたところ、企画調整課をはじめとした各課でもう既に行くことになっているからということで、視察をすることはやめたところだったんですけれども、この電算費の予算の書き方から見ますと、個々の自治体DXと言われる利便性を向上させる取組を行うというところではなく、これは全体で、恐らくこれは鹿児島県の市町村ネットワークか何かとをつなげるような、そういったものなのかなと考えておりますが、本市の自治体DXの考え方としては、県の市町村ネットワーク等と共通して、歩調を合わせたところで進めていくという考え方でよろしいのでしょうか。

○企画調整課長（日渡輝明）今、進めております自治体情報システムの標準化、共通化につきましては、各自治体の情報システムを定められた統一基準に適合させ、全ての地方公共団体が、令和7年度までガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行することを目標としておりまして、現在、システムの環境整備を行うための作業を行っているところでございます。

11番委員からございましたDXの推進等について、書かない窓口等についても庁内で検討議論を進めているところでございますが、自治体情報システムの標準化、共通化、このインターフェイス等の仕様がまだ未確定な部分もあり、設備等を導入した場合に、導入したシステムを再度、改修する必要があることから、まずはこの標準化、共通化に向けた取組を進めた上で、自治体DXの推進についても取組を図っていきたいと考えているところでございます。

○11番（橋口洋一）そうすると、本市の自治体DXは令和7年、そのクラウド対応ができた後に積極的に進めていくようなそういう考え方ということでよろしいですか。

○企画調整課長（日渡輝明）11番委員からもございましたように、現在、取組を検討しております書かない窓口等の取組については、先ほど申し上げましたように自治体情報システムの標準化、共通化の仕様が整った上で、改めて導入の可能性について研究をしていきたいと考えてい

るところでございます。

そのほかの取組としましては、マイナンバーカードを利用した転出・転入のワンストップ化の取組や、戸籍の広域交付、旅券関係の発行事務に関しましては、再交付については、マイナポータルを利用した形で手続きができるようになっておりまして、自治体事務についてもD Xの取組は進められているところでございます。

○11番（橋口洋一） 今、おっしゃられたマイナンバー利用とか転出・転入とか戸籍っていうのは国全体として行われていることで、自治体として、独自にこういう方向性を持って推進していきますよっていうところは見えないところかなというふうには思うところです。

市の方向性としては、令和7年のガバメントクラウドで、効率的にシステムを構築するという方向性に立っているところなんでしょうけれども、ほかの自治体では、いろいろ、それこそ書かない窓口もそうですし、いろんな施策をD X関係でとっているところかとは思いますが。

枕崎でできないっていうのは、どういった障害があるんですかね。

ガバメントクラウドというのは、鹿児島県下での自治体全部一緒の時期に揃えないといけないというふうになっているのかと思いますが、ほかのところは危険な負担を取りながらも進めているっていう、そういう状況だと考えてよろしいんですか。

○企画調整課長（日渡輝明） 他の自治体の取組、推進項目等について特に把握しているところはございませんが、本市の方向性については、当然、自治体D Xの推進は必要なことであるという考えの下、取組を進めているところではございますが、先ほども申し上げましたように、まずは標準化、共通化へのシステムを整備した後に、そのシステムに準拠した形で、施策を進めていくことを、庁内において意思統一を図っているところでございます。

○11番（橋口洋一） ぜひ、積極的な構築、事業推進を行っていただきたいと思います。

○委員長（眞茅弘美） ほかにありませんか。——ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号は、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う者あり〕

○委員長（眞茅弘美） 異議がありますので、挙手により採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり可決すべきものとするに、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（眞茅弘美） 挙手多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時2分 散会